

健康保險・船員保險 被保險者実態調査報告

平成 27 年 10 月

まえがき

この報告書は、平成27年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）の被保険者を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成28年9月

厚生労働省保険局調査課長

山内 孝一郎

目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/100） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）		259
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

4. 船員保険（全数統計） 279

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数及び平均年齢	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均年齢	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <http://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組合管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、平成27年10月1日現在の被保険者並びに平成27年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、被保険者は健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあつては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、平成27年10月1日現在の被保険者並びに平成26年10月から平成27年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、平成27年10月1日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険については、平成27年10月1日現在の被保険者並びに平成26年10月から平成27年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）については、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からはいなくなる。

3. 調査時点

被保険者は、平成27年10月1日現在、異動者は、組合健保にあつては平成27年10月中、協会（一般）及び船員保険にあつては平成26年10月から平成27年9月までの間とした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行った。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成27年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職			
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数			人		
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月	被保険者等の区分	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者
	資格取得時期	1. 26年9月以前		2. 26年10月以降		標準報酬月額		千円	標準賞与額	
	介護保険	1. 該当		2. 適用除外 ()		基準収入額適用申請		1. 該当		2. 不該当
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳								
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者								
被 扶 養 者	性別	生 年 月				続 柄		扶養開始時期		介護保険
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 26年9月以前 2. 26年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()

被保険者証	記号		番号	
-------	----	--	----	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会一般】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨標準報酬月額 |
| ⑩標準賞与額 | ⑪介護保険の該当有無 | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険者等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 加入者が加入前に適用されていた医療保険制度
- ⑭ 脱退者が脱退後に適用される医療保険制度
- ⑮ 被扶養者の性別
- ⑯ 被扶養者の生年月
- ⑰ 続柄
- ⑱ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑲ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等……………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）21,416,903人、組合健保158,179人、法第3条第2項被保険者12,597人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）8,450,212人、組合健保8,248人）について集計を行った。

なお、平成27年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	21,416,903	21,416,903	1.0
組合健保	15,835,507	158,179	100.1
法第3条第2項 被保険者	12,597	12,597	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成を総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると概ね55歳未満までの割合が高く、その中でも組合健保の年齢構成は協会（一般）よりも高くなっている。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は55～69歳の者の割合が高くなっている。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の20.0%に対し、協会（一般）は22.8%、組合健保は25.1%とともに高く、20～39歳でも75歳未満総人口の25.7%に比べ、協会（一般）30.5%、組合健保32.1%とともに高くなっている。また、40～64歳でも、75歳未満総人口の38.5%に対し、協会（一般）は40.3%、組合健保39.8%とともに高くなっているが、65～74歳では、75歳未満総人口の15.8%に対し、協会（一般）6.4%、組合健保3.1%と、ともに低くなっている。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満が13.1%、20～39歳が22.8%と、ともに75歳未満総人口に比べ低くなっているが、40～64歳、65～74歳はそれぞれ44.0%、17.6%と75歳未満総人口よりも高くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみてみると、協会（一般）では60歳未満、組合健保では55歳未満まで75歳未満総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に75歳未満総人口が協会（一般）及び組合健保を上回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成については、40歳未満及び70歳以上では75歳未満総

人口を下回っているが、40歳以上70歳未満では逆に75歳未満総人口を上回っている。

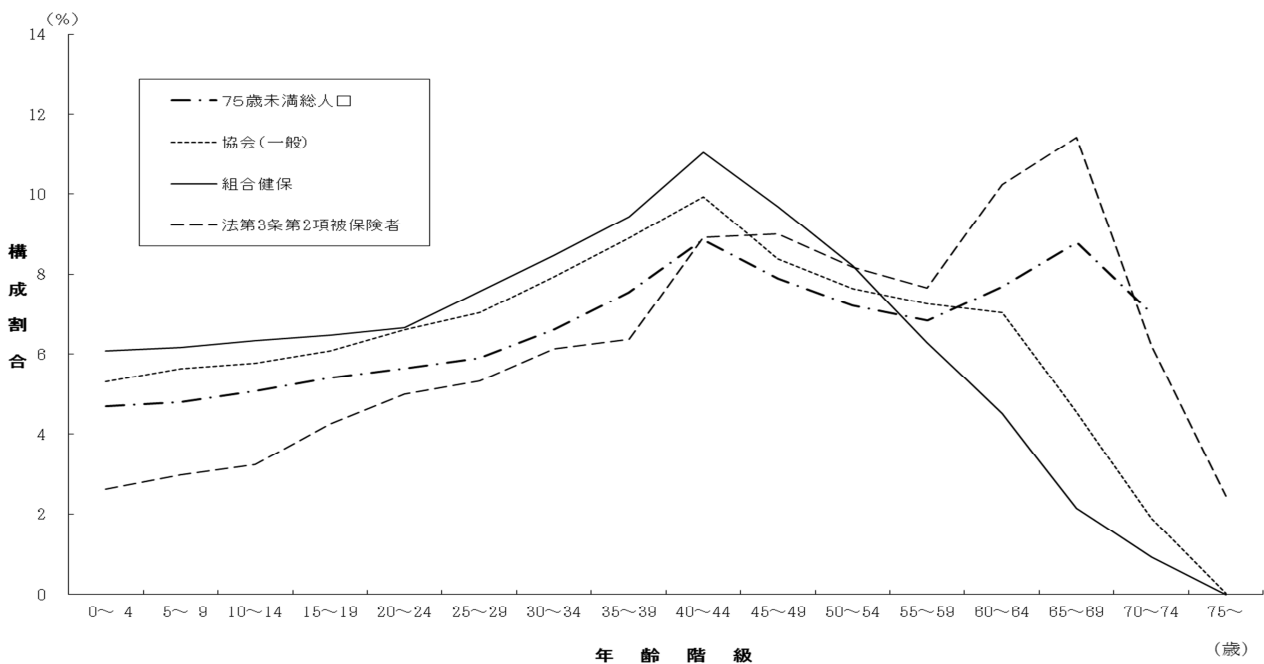
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（平成27年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.1	4.7	5.3	6.1	2.6
5～9	4.2	4.8	5.6	6.2	3.0
10～14	4.4	5.1	5.8	6.3	3.2
15～19	4.7	5.4	6.1	6.5	4.3
20～24	4.9	5.6	6.6	6.7	5.0
25～29	5.1	5.9	7.0	7.6	5.3
30～34	5.8	6.6	7.9	8.5	6.1
35～39	6.6	7.6	8.9	9.4	6.4
40～44	7.7	8.9	9.9	11.0	8.9
45～49	6.9	7.9	8.4	9.7	9.0
50～54	6.3	7.2	7.6	8.2	8.2
55～59	6.0	6.8	7.3	6.3	7.7
60～64	6.7	7.7	7.0	4.5	10.2
65～69	7.7	8.8	4.6	2.1	11.4
70～74	6.1	7.0	1.9	0.9	6.2
75歳以上	12.5	・	0.0	-	2.4
(再 掲)					
0～19	17.4	20.0	22.8	25.1	13.1
うち未就学児	5.8	6.6	7.0	8.0	3.5
20～39	22.4	25.7	30.5	32.1	22.8
40～64	33.6	38.5	40.3	39.8	44.0
65～74	13.8	15.8	6.4	3.1	17.6
平均年齢（歳）	-	41.0	36.9	34.6	45.6

（注）「総人口」は、総務省統計局「平成27年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（平成27年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成22～27年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、平成27年は協会（一般）は0.8%、組合健保は0.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、横ばいとなっていたが、平成25年より増加に転じ、平成27年は0.9%となっている。

20～39歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、平成27年では協会（一般）は38.8%、組合健保は43.6%となっている。法第3条第2項被保険者については、平成26年までは増加傾向となっていたが、平成27年では21.6%と減少している。

40～64歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成27年には、協会（一般）53.6%、組合健保52.5%となっている。法第3条第2項被保険者については減少傾向となっており、平成27年には53.5%となっている。

65～74歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成27年は協会（一般）6.8%、組合健保3.3%となっている。法第3条第2項被保険者についても概ね増加傾向となっており平成27年は21.0%となっている。

また、平成27年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性では40～44歳の割合が最も高く13.9%、次に35～39歳の12.4%となっており、協会（一般）の女性では40～44歳の割合が最も高く12.6%、次に45～49歳の11.8%となっている。一方、組合健保の男性では、40～44歳の割合が最も高く14.8%、次に45～49歳の13.4%となっており、また、組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く14.7%、次に高いのが40～44歳の14.4%となっている。また、法第3条第2項被保険者の男性では、65～69歳の割合が最も高く12.9%、次に60～64歳の割合が11.8%となっており、法第3条第2項被保険者の女性では、65～69歳の割合が最も高く19.1%、次に60～64歳の割合が16.3%となっており、60歳以上で全体の半分以上を占めている。

なお、平均年齢は、協会（一般）、組合健保については上昇傾向にあり、平成27年は協会（一般）44.5歳、組合健保42.4歳となっている。また、法第3条第2項被保険者は51.9歳となっている。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が45.3歳、女性が43.1歳、組合健保の男性が43.5歳、女性が39.9歳、法第3条第2項被保険者の男性が50.8歳、女性が59.7歳となっている。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きくなっており、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高くなっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位：%)

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.9
20～24	6.7	6.6	6.5	6.4	6.4	6.5	5.1	8.6
25～29	11.0	10.8	10.6	10.3	10.0	9.7	8.7	11.3
30～34	12.1	11.8	11.5	11.2	11.0	10.7	10.7	10.7
35～39	13.0	13.2	13.0	12.7	12.3	11.9	12.4	11.1
40～44	11.0	11.9	12.3	12.8	13.2	13.4	13.9	12.6
45～49	10.5	10.3	10.6	10.9	11.3	11.5	11.3	11.8
50～54	10.0	10.0	10.1	10.2	10.2	10.4	10.0	11.2
55～59	10.3	10.0	9.7	9.6	9.6	9.5	9.4	9.7
60～64	9.7	10.1	9.7	9.4	8.9	8.7	9.7	7.2
65～69	3.5	3.4	3.8	4.2	4.7	5.1	6.0	3.6
70～74	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	2.0	1.3
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
20～39歳	42.9	42.3	41.6	40.6	39.7	38.8	36.9	41.7
40～64	51.5	52.2	52.4	52.8	53.1	53.6	54.3	52.5
65～74	4.9	4.8	5.3	5.8	6.4	6.8	8.1	4.9
平均年齢（歳）	43.8	43.8	44.0	44.1	44.3	44.5	45.3	43.1

(注)平成26年以前の数値は、男女総数のものである。

(2) 組合健保

(単位：%)

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7
20～24	7.1	6.8	6.4	6.4	6.4	6.6	5.3	9.2
25～29	12.9	12.5	13.1	12.3	12.1	11.8	10.4	14.7
30～34	13.4	12.9	12.5	12.7	12.6	12.4	11.5	14.2
35～39	15.0	14.8	14.6	14.0	13.3	12.8	12.6	13.4
40～44	13.5	14.2	14.3	14.6	14.6	14.7	14.8	14.4
45～49	11.3	11.3	11.7	12.2	12.8	12.9	13.4	11.8
50～54	9.2	9.4	9.5	10.1	10.5	10.9	11.5	9.6
55～59	8.3	8.4	8.4	8.0	8.1	8.2	9.0	6.5
60～64	6.2	6.7	6.1	6.1	5.8	5.8	6.8	3.7
65～69	1.7	1.6	1.9	2.1	2.2	2.4	2.9	1.3
70～74	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	1.1	0.4
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲)								
20～39歳	48.4	47.1	46.6	45.4	44.4	43.6	39.8	51.6
40～64	48.4	49.9	50.0	51.0	51.8	52.5	55.6	45.9
65～74	2.6	2.5	2.8	3.0	3.2	3.3	4.0	1.7
平均年齢（歳）	41.5	41.8	41.9	42.1	42.2	42.4	43.5	39.9

(注)平成26年以前の数値は、男女総数のものである。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.5	0.5	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	0.2
20～24	2.1	2.9	3.4	4.2	4.2	3.6	4.1	0.4
25～29	3.6	3.8	4.0	4.8	5.0	5.2	5.8	1.1
30～34	4.4	5.0	5.5	6.0	6.1	6.2	6.7	2.1
35～39	6.9	6.9	6.9	7.4	7.1	6.6	7.0	4.2
40～44	8.7	9.7	9.9	10.3	10.2	10.3	10.9	6.7
45～49	9.2	9.6	9.9	10.9	11.4	11.2	11.6	8.4
50～54	9.6	9.6	9.5	9.4	9.5	10.3	10.5	8.7
55～59	14.7	12.7	11.2	10.2	9.6	9.3	9.0	11.3
60～64	22.1	20.8	18.6	15.4	13.8	12.4	11.8	16.3
65～69	12.4	11.9	13.2	12.7	13.0	13.6	12.9	19.1
70～74	4.9	5.3	5.7	6.1	6.9	7.4	6.3	14.7
75歳以上	0.8	1.2	1.8	2.1	2.5	3.0	2.4	6.9
(再掲)								
20～39歳	17.0	18.6	19.9	22.3	22.4	21.6	23.6	7.7
40～64	64.3	62.4	59.0	56.2	54.4	53.5	53.8	51.3
65～74	17.4	17.2	18.9	18.8	19.9	21.0	19.2	33.8
平均年齢(歳)	53.5	52.9	52.7	51.7	51.7	51.9	50.8	59.7

(注)平成26年以前の数値は、男女総数のものである。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成22～27年までの調査結果を示したものが表3である。被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに概ね増加傾向となっており、平成27年は協会（一般）53.4%、組合健保54.2%となっている。また、法第3条第2項被保険者では37.0%となっている。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向となっており、平成27年では、協会（一般）19.0%、組合健保18.4%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、25.2%となっている。

40～64歳の割合は、協会（一般）は減少傾向にあり平成27年度では21.7%となっている。また、組合健保は概ね横ばいとなっており、平成27年では24.5%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、25.4%となっている。

65～74歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向となっており、平成27年では協会（一般）5.9%、組合健保2.8%となっている。また、法第3条第2項被保険者は11.0%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.7	12.8	12.8	12.8	12.7	12.7
5～9	13.0	12.9	12.9	13.1	13.2	13.4
10～14	13.3	13.4	13.6	13.7	13.8	13.8
15～19	12.8	12.9	13.0	13.2	13.3	13.5
20～24	7.1	7.2	7.1	7.0	6.9	6.8
25～29	3.9	3.9	3.8	3.7	3.5	3.3
30～34	4.7	4.6	4.4	4.3	4.2	4.1
35～39	5.5	5.5	5.3	5.1	4.9	4.7
40～44	4.4	4.7	4.8	5.0	5.1	5.1
45～49	3.8	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1
50～54	3.8	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
55～59	4.9	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1
60～64	5.3	5.6	5.5	5.3	5.0	4.7
65～69	2.7	2.6	2.8	3.1	3.5	3.8
70～74	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)						
0～19歳	51.9	52.0	52.3	52.7	53.0	53.4
うち未就学児	16.5	16.6	16.7	16.7	16.7	16.7
20～39	21.2	21.1	20.6	20.1	19.5	19.0
40～64	22.2	22.3	22.1	22.0	21.8	21.7
65～74	4.8	4.6	4.9	5.2	5.6	5.9

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	13.1	13.3	13.3	13.2	13.3	13.3
5～9	13.4	13.3	13.2	13.5	13.3	13.5
10～14	13.5	13.5	13.7	14.1	14.0	13.9
15～19	12.6	12.3	12.6	12.9	13.3	13.4
20～24	6.8	7.1	6.9	6.6	6.8	6.7
25～29	2.9	3.0	2.8	2.8	2.7	2.6
30～34	4.8	4.5	4.4	4.0	4.0	3.8
35～39	6.6	6.5	6.1	6.0	5.5	5.3
40～44	6.1	6.6	6.8	6.9	6.9	6.7
45～49	5.4	5.3	5.5	5.6	5.7	5.8
50～54	4.7	4.5	4.6	4.8	4.9	5.0
55～59	4.3	4.3	4.0	3.9	3.9	4.0
60～64	3.2	3.5	3.6	3.1	3.0	3.0
65～69	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9
70～74	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0
75歳以上	-	-	0.0	0.0	0.0	-
(再 掲)						
0～19歳	52.5	52.4	52.8	53.7	53.9	54.2
うち未就学児	17.0	17.2	17.3	17.3	17.2	17.5
20～39	21.1	21.1	20.2	19.3	19.1	18.4
40～64	23.7	24.1	24.5	24.4	24.5	24.5
65～74	2.6	2.4	2.5	2.5	2.6	2.8

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	6.4	7.2	7.4	7.6	7.8	7.8
5～9	7.9	8.0	8.0	8.3	8.8	8.9
10～14	9.3	9.3	9.7	9.7	9.8	9.6
15～19	9.9	10.6	10.6	10.5	10.7	10.8
20～24	7.5	8.1	7.9	7.6	7.6	7.7
25～29	6.6	5.9	6.0	5.7	5.2	5.6
30～34	6.5	6.3	6.1	6.1	6.2	6.1
35～39	6.9	6.5	6.4	6.1	5.9	5.8
40～44	4.8	5.7	5.9	6.0	6.3	6.1
45～49	4.2	4.1	4.3	4.7	4.6	4.7
50～54	4.3	4.1	4.0	3.9	4.1	4.0
55～59	6.2	5.4	5.0	4.8	4.5	4.5
60～64	9.5	9.3	8.3	7.7	6.8	6.1
65～69	6.2	5.5	5.6	6.2	6.6	7.1
70～74	3.3	3.5	3.8	3.9	4.0	3.9
75歳以上	0.6	0.6	0.9	1.1	1.2	1.4
(再 掲)						
0～19歳	33.4	35.0	35.8	36.2	37.1	37.0
うち未就学児	8.7	9.4	9.7	10.0	10.1	10.5
20～39	27.6	26.8	26.4	25.5	24.9	25.2
40～64	28.9	28.5	27.6	27.1	26.3	25.4
65～74	9.6	9.0	9.3	10.1	10.6	11.0

次に、平成27年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）62.4%、組合健保62.0%、法第3条第2項被保険者53.4%となっている。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は、協会（一般）9.4%、組合健保8.0%となっている。配偶者の割合は協会（一般）が32.9%、組合健保が36.2%、法第3条第2項被保険者が42.4%であり、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳、法第3条第2項被保険者では65～69歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は協会（一般）3.8%、組合健保1.4%、法第3条第2項被保険者2.2%であり、いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も概ね増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は、協会（一般）は1.0%、組合健保は0.4%、法第3条第2項被保険者は2.0%であり、いずれも各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成27年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	62.4	32.9	3.8	1.0
0～4歳	12.7	12.6	0.0	0.0	0.1
5～9	13.4	13.4	0.0	0.0	0.1
10～14	13.8	13.7	0.0	0.0	0.1
15～19	13.5	13.3	0.0	0.0	0.1
20～24	6.8	6.4	0.4	0.0	0.1
25～29	3.3	1.6	1.6	0.0	0.0
30～34	4.1	0.8	3.3	0.0	0.0
35～39	4.7	0.4	4.3	0.0	0.0
40～44	5.1	0.2	4.9	0.0	0.0
45～49	4.1	0.0	4.0	0.0	0.0
50～54	3.7	0.0	3.6	0.1	0.0
55～59	4.1	0.0	3.8	0.2	0.1
60～64	4.7	0.0	4.0	0.7	0.1
65～69	3.8	0.0	2.4	1.3	0.1
70～74	2.1	0.0	0.6	1.4	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	16.7	16.6	0.0	0.0	0.1

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	62.0	36.2	1.4	0.4
0～4歳	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0
5～9	13.5	13.5	0.0	0.0	0.0
10～14	13.9	13.9	0.0	0.0	0.0
15～19	13.4	13.4	0.0	0.0	0.0
20～24	6.7	6.5	0.3	0.0	0.0
25～29	2.6	1.0	1.6	0.0	0.0
30～34	3.8	0.4	3.4	0.0	0.0
35～39	5.3	0.1	5.2	0.0	0.0
40～44	6.7	0.0	6.6	0.0	0.0
45～49	5.8	0.0	5.8	0.0	0.0
50～54	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0
55～59	4.0	0.0	3.9	0.1	0.0
60～64	3.0	0.0	2.7	0.2	0.0
65～69	1.9	0.0	1.4	0.5	0.0
70～74	1.0	0.0	0.3	0.6	0.0
75歳以上	-	-	-	-	-
(再掲) 未就学児	17.5	17.4	0.0	0.0	0.0

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	53.4	42.4	2.2	2.0
0～4歳	7.8	7.5	0.0	0.0	0.2
5～9	8.9	8.6	0.0	0.0	0.3
10～14	9.6	9.4	0.0	0.0	0.2
15～19	10.8	10.6	0.1	0.0	0.1
20～24	7.7	6.7	0.9	0.0	0.2
25～29	5.6	3.6	1.8	0.0	0.1
30～34	6.1	2.8	3.2	0.0	0.1
35～39	5.8	2.1	3.6	0.0	0.1
40～44	6.1	1.5	4.6	0.0	0.1
45～49	4.7	0.3	4.2	0.0	0.1
50～54	4.0	0.2	3.8	0.0	0.0
55～59	4.5	0.0	4.4	0.0	0.1
60～64	6.1	0.0	5.6	0.3	0.2
65～69	7.1	0.0	6.4	0.6	0.1
70～74	3.9	0.0	3.0	0.8	0.0
75歳以上	1.4	0.0	0.9	0.5	0.1
(再掲) 未就学児	10.5	10.2	0.0	0.0	0.3

4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）について、平成22～27年まで示したものが表5であり、平成27年の総数をグラフにしたのが図2である。

年齢計でみた扶養率は減少傾向にあり、平成27年の協会（一般）については0.719、組合健保については0.837となっている。また、法第3条第2項被保険者については、平成25年度に一転前年より上昇しているものの長期的には減少傾向にあり、平成27年度は0.510となっている。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳で毎年同じである。法第3条第2項被保険者は40～44歳となっている。

平成27年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、ピーク時の扶養率は、協会（一般）が40～44歳の1.519、組合健保が45～49歳の1.677、法第3条第2項被保険者が40～44歳の0.740でピークとなる。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は協会（一般）1.041、組合健保1.168、法第3条第2項被保険者0.543となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、協会（一般）0.217、組合健保0.137、法第3条第2項被保険者0.277となっている。また、全ての制度で40～44歳がピークとなっており、協会（一般）0.414、組合健保0.253、法第3条第2項被保険者0.673となっている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年		
						総数	男性	女性
総数	0.770	0.769	0.758	0.748	0.735	0.719	1.041	0.217
15～19歳	0.027	0.026	0.025	0.025	0.026	0.025	0.037	0.010
20～24	0.103	0.098	0.092	0.087	0.084	0.082	0.144	0.025
25～29	0.331	0.330	0.320	0.309	0.294	0.278	0.445	0.078
30～34	0.736	0.728	0.718	0.710	0.699	0.685	0.993	0.206
35～39	1.078	1.067	1.051	1.039	1.024	1.009	1.390	0.344
40～44	1.215	1.197	1.174	1.155	1.135	1.114	1.519	0.414
45～49	1.147	1.122	1.092	1.068	1.042	1.015	1.453	0.358
50～54	0.906	0.899	0.872	0.849	0.826	0.801	1.214	0.228
55～59	0.651	0.661	0.651	0.641	0.626	0.607	0.909	0.146
60～64	0.595	0.598	0.591	0.584	0.574	0.559	0.772	0.112
65～69	0.581	0.583	0.582	0.581	0.575	0.562	0.747	0.082
70～74	0.491	0.493	0.494	0.494	0.493	0.489	0.662	0.050
75歳以上	0.331	0.294	0.311	0.327	0.323	0.325	0.493	0.024

(注)平成26年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年		
						総数	男性	女性
総数	0.891	0.890	0.869	0.868	0.851	0.837	1.168	0.137
15～19歳	0.026	0.022	0.025	0.008	0.008	0.007	0.008	0.003
20～24	0.071	0.075	0.070	0.060	0.057	0.053	0.083	0.015
25～29	0.246	0.262	0.241	0.234	0.222	0.211	0.326	0.040
30～34	0.677	0.673	0.648	0.632	0.638	0.629	0.936	0.104
35～39	1.063	1.070	1.052	1.046	1.020	1.009	1.432	0.174
40～44	1.327	1.288	1.269	1.263	1.241	1.215	1.656	0.253
45～49	1.445	1.412	1.371	1.344	1.287	1.255	1.677	0.244
50～54	1.303	1.258	1.211	1.220	1.189	1.136	1.515	0.173
55～59	0.922	0.926	0.912	0.903	0.890	0.867	1.127	0.103
60～64	0.767	0.763	0.733	0.734	0.713	0.725	0.896	0.063
65～69	0.742	0.762	0.760	0.694	0.669	0.711	0.857	0.050
70～74	0.754	0.722	0.627	0.629	0.612	0.750	0.874	0.029
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-

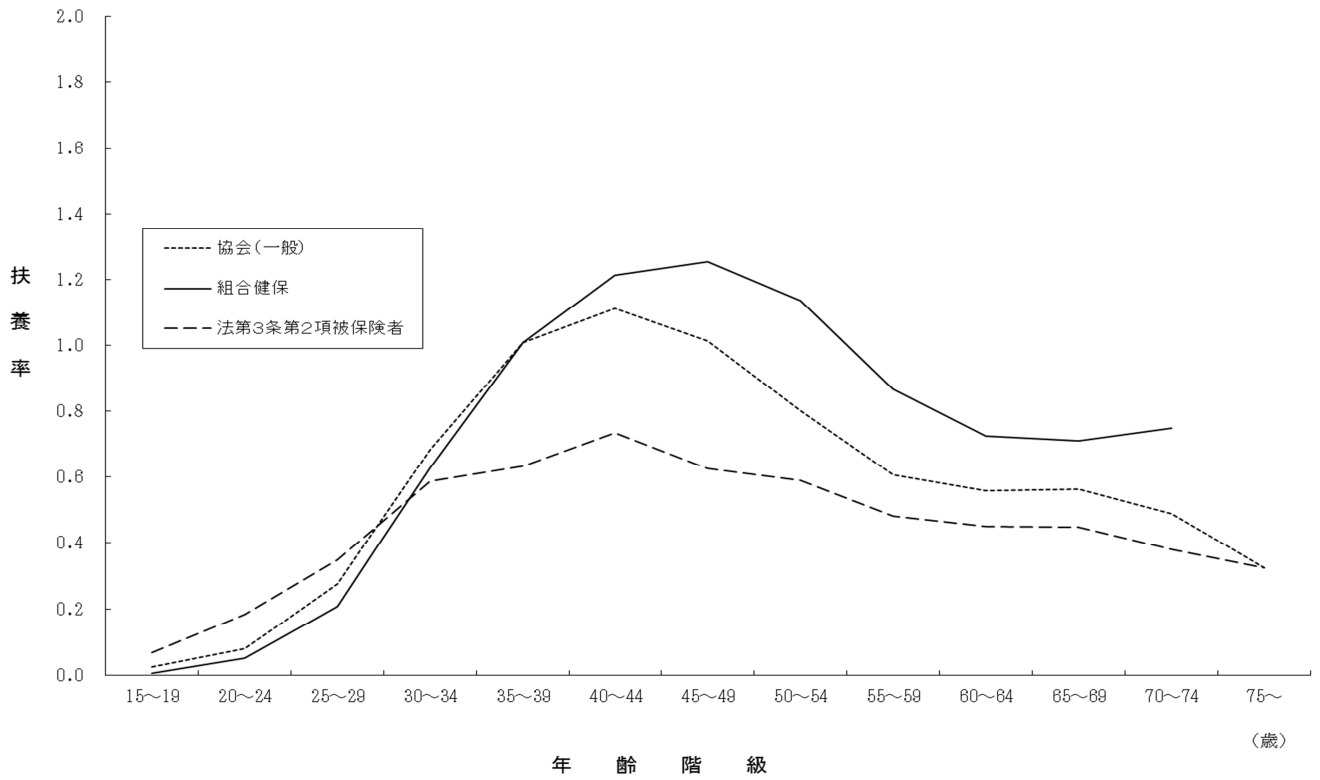
(注)平成26年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年		
						総数	男性	女性
総数	0.516	0.502	0.499	0.523	0.520	0.510	0.543	0.277
15～19歳	0.068	0.032	0.018	0.028	0.074	0.069	0.071	0.000
20～24	0.191	0.263	0.238	0.206	0.204	0.185	0.187	0.000
25～29	0.407	0.388	0.366	0.357	0.351	0.350	0.352	0.294
30～34	0.530	0.536	0.539	0.554	0.578	0.589	0.606	0.188
35～39	0.749	0.719	0.723	0.642	0.610	0.633	0.649	0.446
40～44	0.732	0.731	0.708	0.726	0.749	0.734	0.740	0.673
45～49	0.714	0.687	0.694	0.680	0.666	0.626	0.636	0.534
50～54	0.596	0.578	0.589	0.627	0.615	0.590	0.619	0.341
55～59	0.463	0.439	0.431	0.479	0.489	0.482	0.534	0.192
60～64	0.431	0.415	0.412	0.466	0.453	0.452	0.496	0.224
65～69	0.396	0.376	0.372	0.453	0.463	0.448	0.496	0.221
70～74	0.393	0.366	0.389	0.401	0.378	0.382	0.451	0.170
75歳以上	0.421	0.348	0.318	0.317	0.351	0.326	0.421	0.093

(注)平成26年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成27年10月1日現在）



次に、平成27年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.448、組合健保0.519、法第3条第2項被保険者は0.272、配偶者は協会（一般）0.237、組合健保0.303、法第3条第2項被保険者は0.216、直系尊属は協会（一般）0.027、組合健保0.012、法第3条第2項被保険者は0.011、その他は協会（一般）0.007、組合健保0.003、法第3条第2項被保険者は0.010となっている。また、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低くなっているが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、その他の扶養率は法第3条第2項被保険者が一番高くなっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは協会（一般）が40～44歳の0.790、組合健保が45～49歳の0.860、法第3条第2項被保険者が40～44歳の0.489である。配偶者の扶養率は協会（一般）及び法第3条第2項被保険者のピークが65～69歳であり、協会（一般）は0.454、法第3条第2項被保険者は0.285となっている。また組合健保のピークは70～74歳の0.678となっている。

直系尊属の扶養率を年齢階級別に見ると概ね山型をなしており、協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者いずれも40～44歳がピークであり、協会（一般）が0.061、組合健保が0.025、法第3条第2項被保険者が0.028となっている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成27年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.719	0.448	0.237	0.027	0.007
15～19歳	0.025	0.008	0.008	0.006	0.003
20～24	0.082	0.043	0.027	0.009	0.003
25～29	0.278	0.172	0.085	0.018	0.004
30～34	0.685	0.465	0.181	0.033	0.004
35～39	1.009	0.711	0.240	0.052	0.006
40～44	1.114	0.790	0.256	0.061	0.007
45～49	1.015	0.717	0.242	0.047	0.008
50～54	0.801	0.536	0.243	0.014	0.009
55～59	0.607	0.313	0.283	0.001	0.009
60～64	0.559	0.162	0.388	0.000	0.009
65～69	0.562	0.099	0.454	0.000	0.010
70～74	0.489	0.067	0.412	0.000	0.010
75歳以上	0.325	0.054	0.265	0.000	0.007

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.837	0.519	0.303	0.012	0.003
15～19歳	0.007	0.003	0.004	0.000	0.000
20～24	0.053	0.029	0.019	0.003	0.001
25～29	0.211	0.125	0.078	0.006	0.001
30～34	0.629	0.418	0.196	0.013	0.002
35～39	1.009	0.696	0.291	0.018	0.003
40～44	1.215	0.845	0.342	0.025	0.003
45～49	1.255	0.860	0.372	0.020	0.004
50～54	1.136	0.728	0.398	0.007	0.004
55～59	0.867	0.413	0.450	0.001	0.003
60～64	0.725	0.174	0.546	0.000	0.005
65～69	0.711	0.088	0.620	0.000	0.003
70～74	0.750	0.069	0.678	0.000	0.003
75歳以上	-	-	-	-	-

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.510	0.272	0.216	0.011	0.010
15～19歳	0.069	0.017	0.026	0.026	0.000
20～24	0.185	0.103	0.081	0.000	0.000
25～29	0.350	0.213	0.124	0.009	0.005
30～34	0.589	0.362	0.193	0.023	0.010
35～39	0.633	0.415	0.191	0.024	0.004
40～44	0.734	0.489	0.214	0.028	0.003
45～49	0.626	0.409	0.193	0.020	0.004
50～54	0.590	0.366	0.201	0.016	0.007
55～59	0.482	0.259	0.208	0.006	0.009
60～64	0.452	0.168	0.256	0.001	0.026
65～69	0.448	0.150	0.285	0.001	0.012
70～74	0.382	0.087	0.277	0.000	0.017
75歳以上	0.326	0.061	0.251	0.000	0.013

5. 標準報酬月額別扶養率

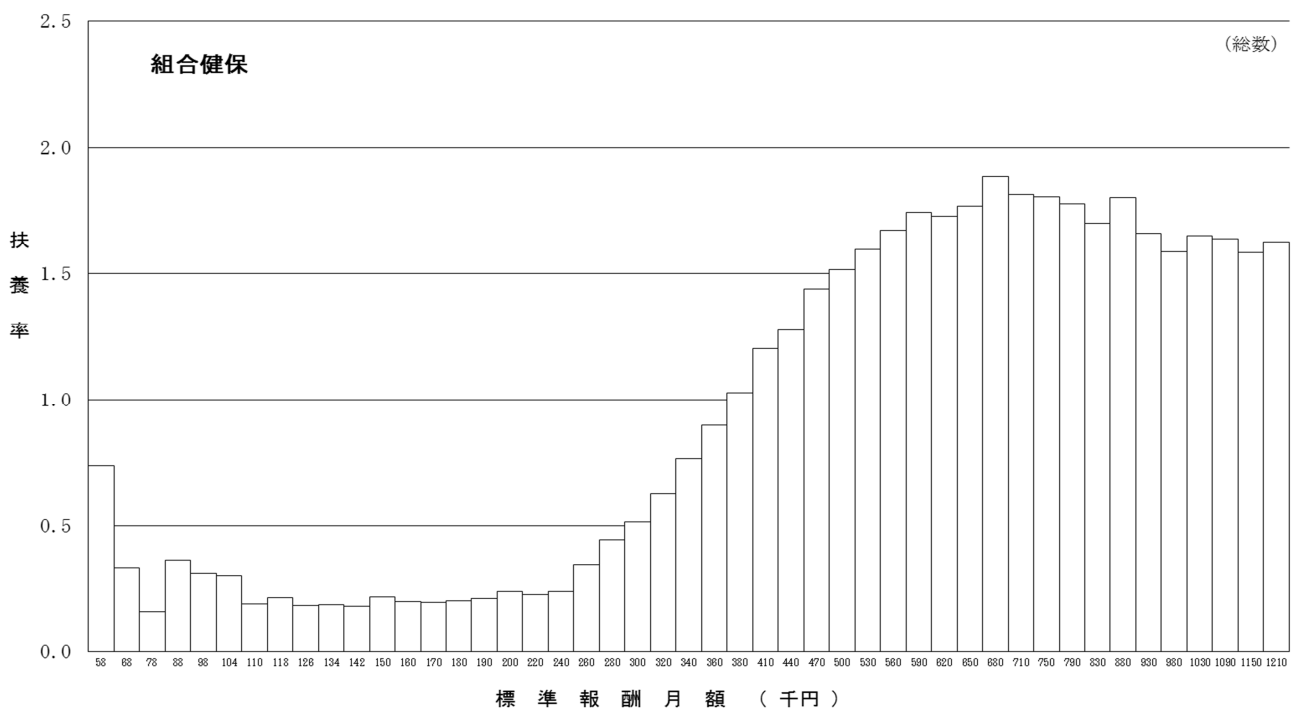
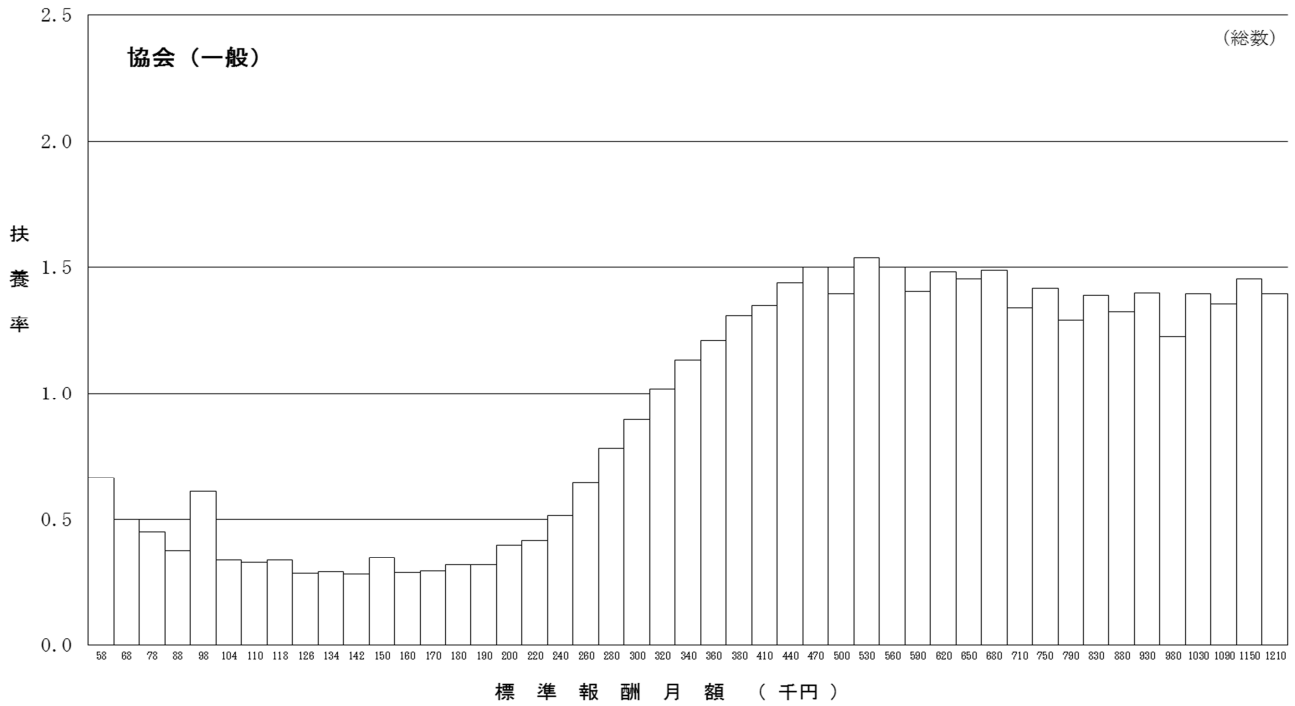
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額が16万円程度から53万円程度の間で、組合健保は概ね標準報酬月額が22万円程度から68万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成27年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.719	1.041	0.217	0.837	1.168	0.137
58,000円	0.666	0.928	0.175	0.742	1.158	0.083
68,000	0.503	0.759	0.173	0.333	1.000	0.000
78,000	0.454	0.772	0.165	0.162	0.500	0.069
88,000	0.378	0.636	0.199	0.365	0.667	0.294
98,000	0.613	0.913	0.195	0.311	0.560	0.202
104,000	0.340	0.564	0.238	0.303	0.361	0.284
110,000	0.331	0.575	0.230	0.193	0.382	0.133
118,000	0.340	0.610	0.222	0.217	0.317	0.192
126,000	0.285	0.487	0.215	0.187	0.265	0.165
134,000	0.291	0.509	0.207	0.189	0.283	0.164
142,000	0.282	0.478	0.206	0.183	0.285	0.153
150,000	0.351	0.618	0.198	0.218	0.340	0.177
160,000	0.289	0.477	0.196	0.202	0.350	0.149
170,000	0.296	0.478	0.194	0.198	0.342	0.134
180,000	0.320	0.505	0.193	0.205	0.345	0.138
190,000	0.320	0.492	0.195	0.215	0.361	0.137
200,000	0.401	0.617	0.192	0.241	0.418	0.123
220,000	0.420	0.613	0.203	0.227	0.381	0.107
240,000	0.517	0.720	0.217	0.242	0.390	0.097
260,000	0.646	0.858	0.229	0.345	0.528	0.107
280,000	0.783	0.994	0.242	0.445	0.632	0.105
300,000	0.896	1.118	0.247	0.516	0.717	0.116
320,000	1.020	1.226	0.276	0.627	0.825	0.140
340,000	1.134	1.336	0.289	0.770	0.973	0.144
360,000	1.209	1.413	0.288	0.900	1.113	0.135
380,000	1.310	1.503	0.311	1.029	1.231	0.165
410,000	1.350	1.550	0.293	1.205	1.399	0.207
440,000	1.440	1.618	0.317	1.278	1.443	0.177
470,000	1.502	1.665	0.331	1.439	1.581	0.243
500,000	1.396	1.608	0.259	1.515	1.660	0.188
530,000	1.539	1.689	0.311	1.595	1.729	0.216
560,000	1.502	1.661	0.268	1.674	1.790	0.229
590,000	1.405	1.605	0.227	1.744	1.865	0.218
620,000	1.484	1.635	0.271	1.727	1.859	0.223
650,000	1.456	1.619	0.241	1.770	1.879	0.113
680,000	1.489	1.634	0.271	1.885	1.987	0.179
710,000	1.341	1.549	0.219	1.813	1.919	0.270
750,000	1.418	1.581	0.252	1.804	1.932	0.189
790,000	1.290	1.510	0.200	1.776	1.904	0.284
830,000	1.390	1.550	0.250	1.700	1.846	0.133
880,000	1.325	1.510	0.210	1.803	1.898	0.250
930,000	1.401	1.560	0.276	1.661	1.790	0.238
980,000	1.225	1.442	0.222	1.586	1.774	0.250
1,030,000	1.396	1.552	0.290	1.652	1.778	0.233
1,090,000	1.357	1.535	0.260	1.639	1.782	0.179
1,150,000	1.456	1.615	0.330	1.585	1.735	0.048
1,210,000	1.397	1.553	0.271	1.626	1.718	0.336

（注）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（平成27年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬が150万円程度から850万円程度の間で、組合健保は概ね総報酬が150万円程度から1,100万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。また、800万円未満の階級においては、扶養率は協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成27年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.719	1.041	0.217	0.837	1.168	0.137
～ 999,000 円	0.583	0.871	0.170	0.338	0.792	0.073
1,000,000 ～ 1,499,000	0.446	0.760	0.217	0.239	0.397	0.192
1,500,000 ～ 1,999,000	0.313	0.532	0.203	0.194	0.301	0.160
2,000,000 ～ 2,499,000	0.351	0.552	0.193	0.214	0.368	0.134
2,500,000 ～ 2,999,000	0.416	0.618	0.200	0.244	0.415	0.118
3,000,000 ～ 3,499,000	0.573	0.800	0.212	0.347	0.538	0.108
3,500,000 ～ 3,999,000	0.725	0.961	0.228	0.396	0.594	0.105
4,000,000 ～ 4,499,000	0.911	1.148	0.252	0.483	0.679	0.114
4,500,000 ～ 4,999,000	1.091	1.331	0.267	0.656	0.870	0.126
5,000,000 ～ 5,499,000	1.230	1.471	0.296	0.844	1.068	0.136
5,500,000 ～ 5,999,000	1.346	1.575	0.323	1.002	1.215	0.176
6,000,000 ～ 6,499,000	1.374	1.600	0.300	1.190	1.391	0.193
6,500,000 ～ 6,999,000	1.466	1.670	0.325	1.305	1.483	0.199
7,000,000 ～ 7,499,000	1.456	1.661	0.296	1.395	1.562	0.207
7,500,000 ～ 7,999,000	1.533	1.710	0.320	1.502	1.651	0.190
8,000,000 ～ 8,499,000	1.572	1.727	0.328	1.580	1.720	0.211
8,500,000 ～ 8,999,000	1.468	1.653	0.255	1.646	1.771	0.225
9,000,000 ～ 9,499,000	1.425	1.611	0.239	1.673	1.798	0.192
9,500,000 ～ 9,999,000	1.503	1.651	0.253	1.737	1.843	0.249
10,000,000 ～ 10,499,000	1.588	1.721	0.249	1.806	1.909	0.104
10,500,000 ～ 10,999,000	1.400	1.570	0.213	1.833	1.957	0.214
11,000,000 ～ 11,499,000	1.459	1.612	0.258	1.827	1.929	0.182
11,500,000 ～ 11,999,000	1.255	1.468	0.219	1.790	1.894	0.256
12,000,000 ～ 12,499,000	1.419	1.574	0.278	1.788	1.890	0.136
12,500,000 ～ 12,999,000	1.479	1.619	0.306	1.874	1.958	0.385
13,000,000 ～ 13,499,000	1.349	1.523	0.260	1.818	1.931	0.104
13,500,000 ～ 13,999,000	1.405	1.570	0.299	1.836	1.963	0.073
14,000,000 ～ 14,499,000	1.473	1.628	0.297	1.728	1.850	0.188
14,500,000 ～ 14,999,000	1.358	1.520	0.270	1.636	1.735	0.259
15,000,000 ～ 15,499,000	1.515	1.656	0.330	1.928	1.987	0.273
15,500,000 ～ 15,999,000	1.500	1.638	0.264	1.802	1.879	0.429
16,000,000 ～ 16,499,000	1.573	1.709	0.336	1.898	1.994	0.400
16,500,000 ～ 16,999,000	1.569	1.699	0.304	1.776	1.841	0.500
17,000,000 ～ 17,499,000	1.651	1.781	0.280	1.915	2.060	0.357
17,500,000 ～ 17,999,000	1.677	1.796	0.324	2.054	2.156	0.286
18,000,000 ～ 18,499,000	1.739	1.857	0.256	2.000	2.024	0.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.749	1.856	0.338	1.898	1.930	1.000
19,000,000 ～ 19,499,000	1.689	1.785	0.306	1.742	1.862	0.000
19,500,000 ～ 19,999,000	1.458	1.544	0.217	1.576	1.651	0.429
20,000,000 ～	1.525	1.655	0.222	1.893	1.963	0.000

(注1) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(注2) 総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額(平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

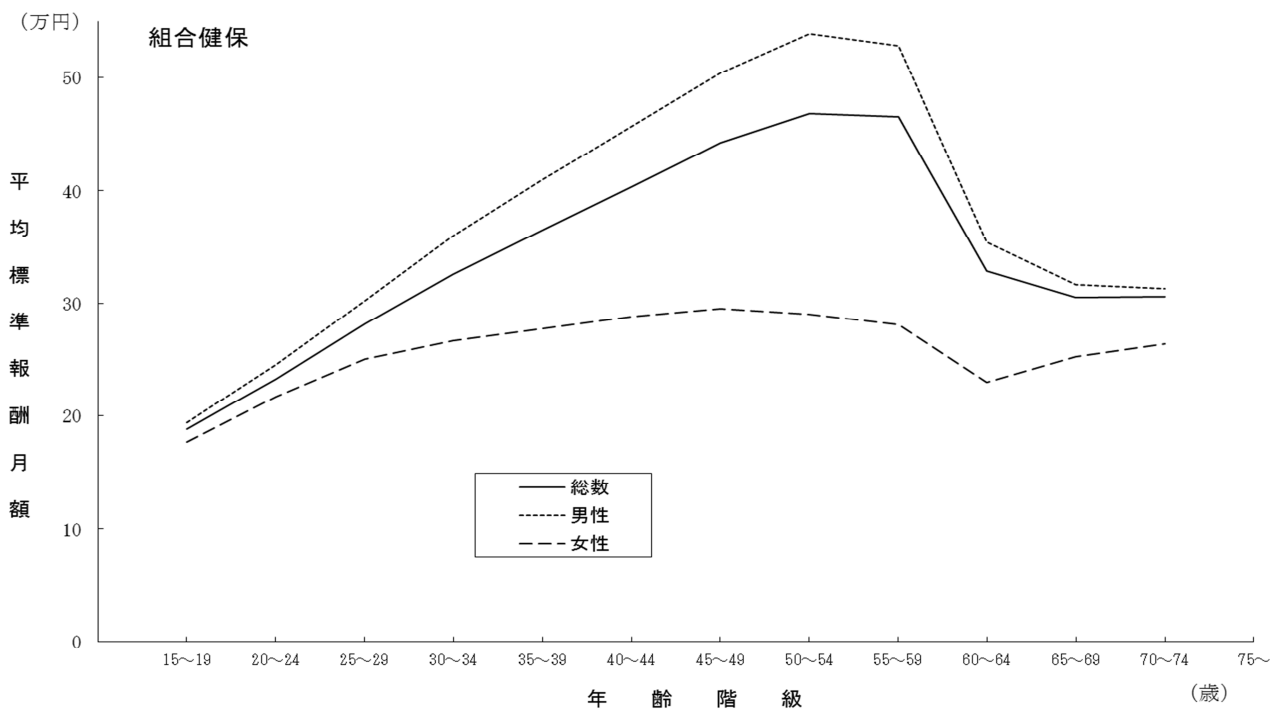
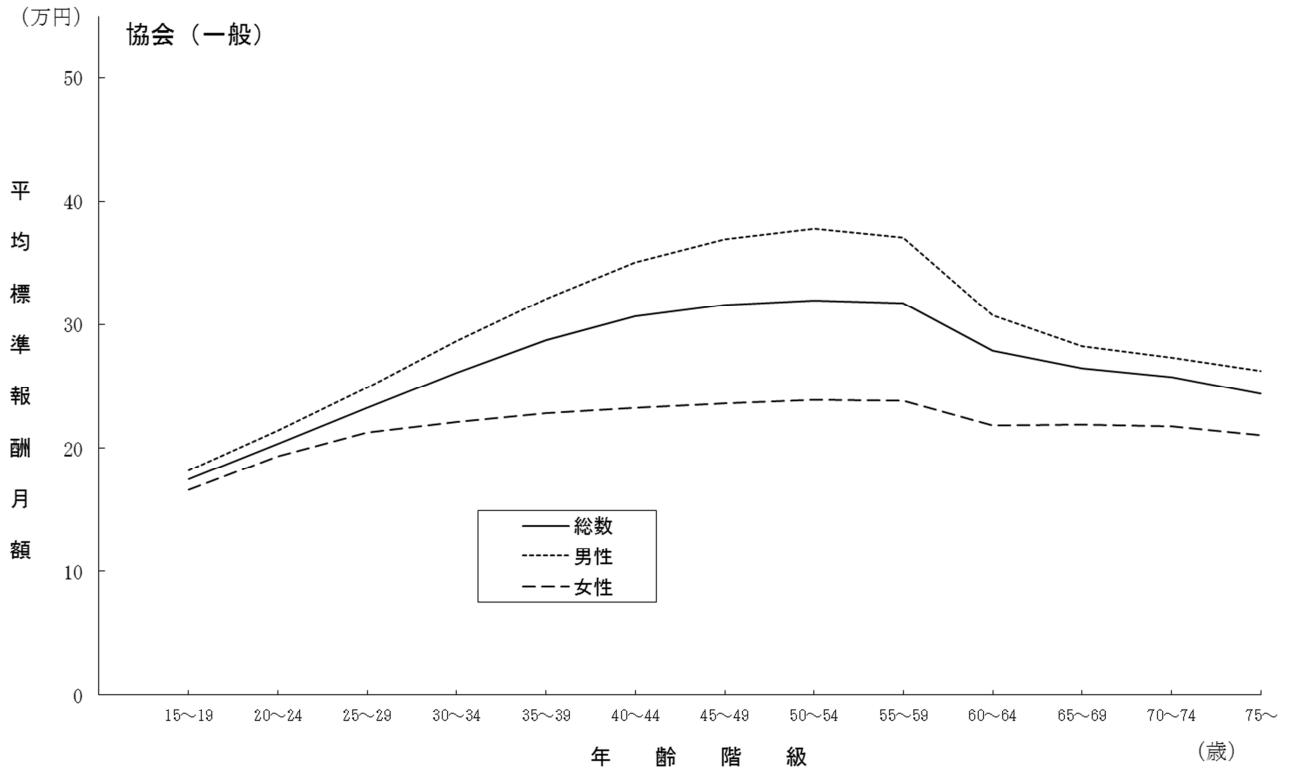
被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9-1及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が377,295円、組合健保が538,513円となっており、これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.08倍、組合健保は約2.77倍となっている。協会（一般）は40歳ごろ、組合健保は50歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに約2～5万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。一方、女性の平均標準報酬月額は、協会（一般）は16万円～23万円台、組合健保は17万円～29万円台で推移している。

平均標準報酬月額について、組合健保の協会（一般）に対する比率でみると、男性は55～59歳、女性は45～49歳の階級が最も大きく、男性で約1.43倍、女性で約1.25倍となっており、また、平均では男性で約1.31倍、女性で約1.20倍となっている。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 282,541	円 319,675	円 224,556	円 371,530	円 420,338	円 268,408	1.315	1.315	1.195
15～19歳	174,758	181,602	166,202	188,377	194,091	176,883	1.078	1.069	1.064
20～24	203,138	213,619	193,416	232,191	245,052	216,440	1.143	1.147	1.119
25～29	232,542	249,209	212,534	281,457	302,394	250,369	1.210	1.213	1.178
30～34	260,942	286,599	221,104	325,382	359,806	266,568	1.247	1.255	1.206
35～39	287,300	321,186	228,120	365,208	409,869	277,142	1.271	1.276	1.215
40～44	306,911	350,155	232,288	403,689	456,648	288,088	1.315	1.304	1.240
45～49	315,668	368,729	236,032	442,622	504,109	295,094	1.402	1.367	1.250
50～54	319,488	377,295	239,241	468,392	538,513	290,006	1.466	1.427	1.212
55～59	317,585	369,937	238,007	465,648	528,368	280,749	1.466	1.428	1.180
60～64	278,578	307,390	218,224	328,579	354,256	229,270	1.179	1.152	1.051
65～69	264,616	282,157	218,952	304,843	316,515	252,147	1.152	1.122	1.152
70～74	257,684	273,432	217,764	305,780	313,008	263,663	1.187	1.145	1.211
75歳以上	244,034	262,762	210,379	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	308,544	354,840	233,741	428,083	484,222	284,516	1.387	1.365	1.217

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成27年10月1日現在）



次に平成27年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額は、協会（一般）の総数は0.75%増、男性は0.68%増、女性は0.97%増、組合健保の総数は0.26%増、男性は0.26%増、女性は1.22%増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.59%増、女性は0.91%増、組合健保の男性は0.16%増、女性は1.18%増、年齢構成の変化による分の影響では、協会（一般）の男性は0.09%増、女性は0.06%増、組合健保の男性は0.11%増、女性は0.03%増となっている。また、組合健保については、男性0.26%増、女性1.22%増となっている中、総数では0.26%増となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の割合が増加したことが要因である。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成26年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成26年平均 標準報酬月額 (円)	平成27年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	280,444	282,541	0.75	0.65	0.10
男性	317,506	319,674	0.68	0.59	0.09
女性	222,396	224,556	0.97	0.91	0.06

(注) 総数の伸び率0.75%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.02%である。

(2) 組合健保

	平成26年平均 標準報酬月額 (円)	平成27年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	370,565	371,530	0.26	0.10	0.16
男性	419,236	420,338	0.26	0.16	0.11
女性	265,177	268,408	1.22	1.18	0.03

(注) 総数の伸び率0.26%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.22%である。

8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保とも標準報酬月額と同様の山型をなしており、協会（一般）は40～44歳の550,224円、組合健保は50～54歳の1,860,286円でピークとなっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）は約4.85倍、組合健保は約9.56倍となり、いずれも平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きく、組合健保の場合は特に大きくなっている。

女性の平均標準賞与額も男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかである。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額になっている。

平均標準賞与額について、組合健保の協会（一般）に対する比率は平均で男性が約2.89倍、女性が約1.72倍となっており、協会（一般）と組合健保との比率は平均標準報酬月額の場合よりも大きくなっている。

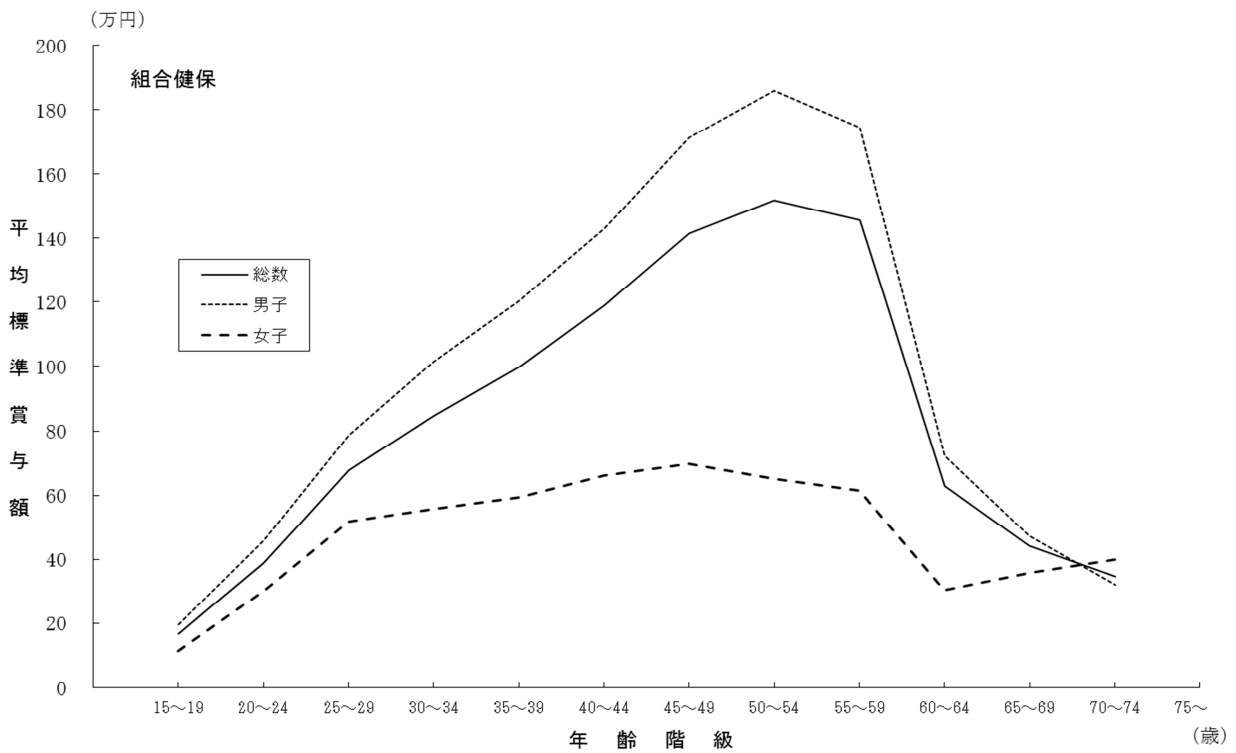
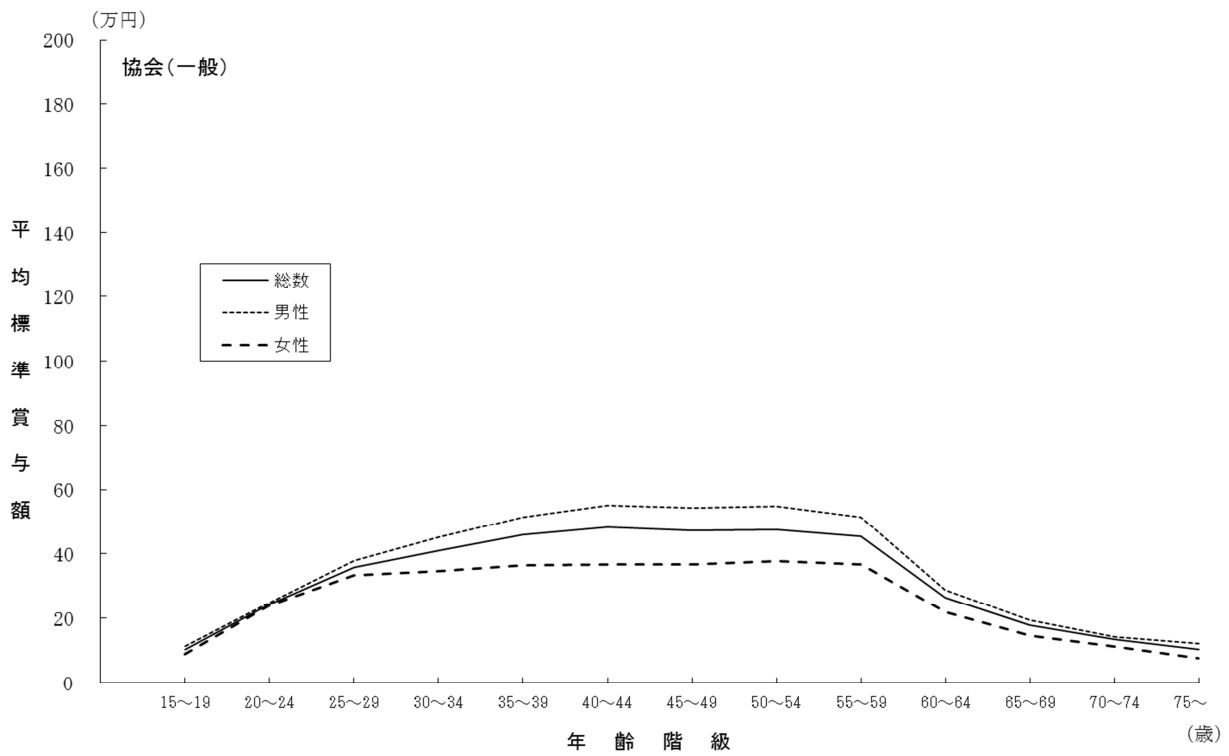
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	398,052	444,297	326,624	1,047,399	1,283,402	562,888	2.631	2.889	1.723
15～19歳	102,537	113,343	89,026	167,536	194,516	113,271	1.634	1.716	1.272
20～24	242,781	247,559	238,347	386,371	457,587	299,059	1.591	1.848	1.255
25～29	356,964	377,907	331,809	679,191	787,238	518,512	1.903	2.083	1.563
30～34	409,627	451,274	345,000	846,483	1,015,152	557,423	2.066	2.250	1.616
35～39	459,784	513,940	365,308	998,345	1,202,734	594,462	2.171	2.340	1.627
40～44	483,270	550,224	367,891	1,189,958	1,431,417	661,470	2.462	2.602	1.798
45～49	471,872	542,282	366,404	1,416,139	1,715,119	698,627	3.001	3.163	1.907
50～54	475,888	546,859	377,607	1,519,094	1,860,286	650,083	3.192	3.402	1.722
55～59	455,593	513,906	367,238	1,457,833	1,744,028	614,842	3.200	3.394	1.674
60～64	264,371	286,776	218,419	629,126	723,277	302,596	2.380	2.522	1.385
65～69	179,112	193,419	145,007	440,463	473,077	357,290	2.459	2.446	2.464
70～74	133,080	141,875	112,301	344,508	319,779	400,094	2.589	2.254	3.563
75歳以上	103,094	119,409	74,236	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護（2号）	439,782	496,117	349,314	1,305,081	1,570,760	635,286	2.968	3.166	1.819

(注1) 平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.41ヶ月分、組合健保は約2.82ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が35～39歳の約1.60ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.24ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、協会（一般）は男性、女性ともに35～39歳でピークとなっており、男性、女性ともに約1.60ヶ月分となっている。組合健保は男性が50～54歳の約3.45ヶ月分、女性が45～49歳の約2.37ヶ月分でピークとなっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）において男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成27年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率(②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	282,541	319,675	224,556	398,052	444,297	326,624	1.409	1.390	1.455
15～19歳	174,758	181,602	166,202	102,537	113,343	89,026	0.587	0.624	0.536
20～24	203,138	213,619	193,416	242,781	247,559	238,347	1.195	1.159	1.232
25～29	232,542	249,209	212,534	356,964	377,907	331,809	1.535	1.516	1.561
30～34	260,942	286,599	221,104	409,627	451,274	345,000	1.570	1.575	1.560
35～39	287,300	321,186	228,120	459,784	513,940	365,308	1.600	1.600	1.601
40～44	306,911	350,155	232,288	483,270	550,224	367,891	1.575	1.571	1.584
45～49	315,668	368,729	236,032	471,872	542,282	366,404	1.495	1.471	1.552
50～54	319,488	377,295	239,241	475,888	546,859	377,607	1.490	1.449	1.578
55～59	317,585	369,937	238,007	455,593	513,906	367,238	1.435	1.389	1.543
60～64	278,578	307,390	218,224	264,371	286,776	218,419	0.949	0.933	1.001
65～69	264,616	282,157	218,952	179,112	193,419	145,007	0.677	0.686	0.662
70～74	257,684	273,432	217,764	133,080	141,875	112,301	0.516	0.519	0.516
75歳以上	244,034	262,762	210,379	103,094	119,409	74,236	0.422	0.454	0.353
(再掲) 介護(2号)	308,544	354,840	233,741	439,782	496,117	349,314	1.425	1.398	1.494

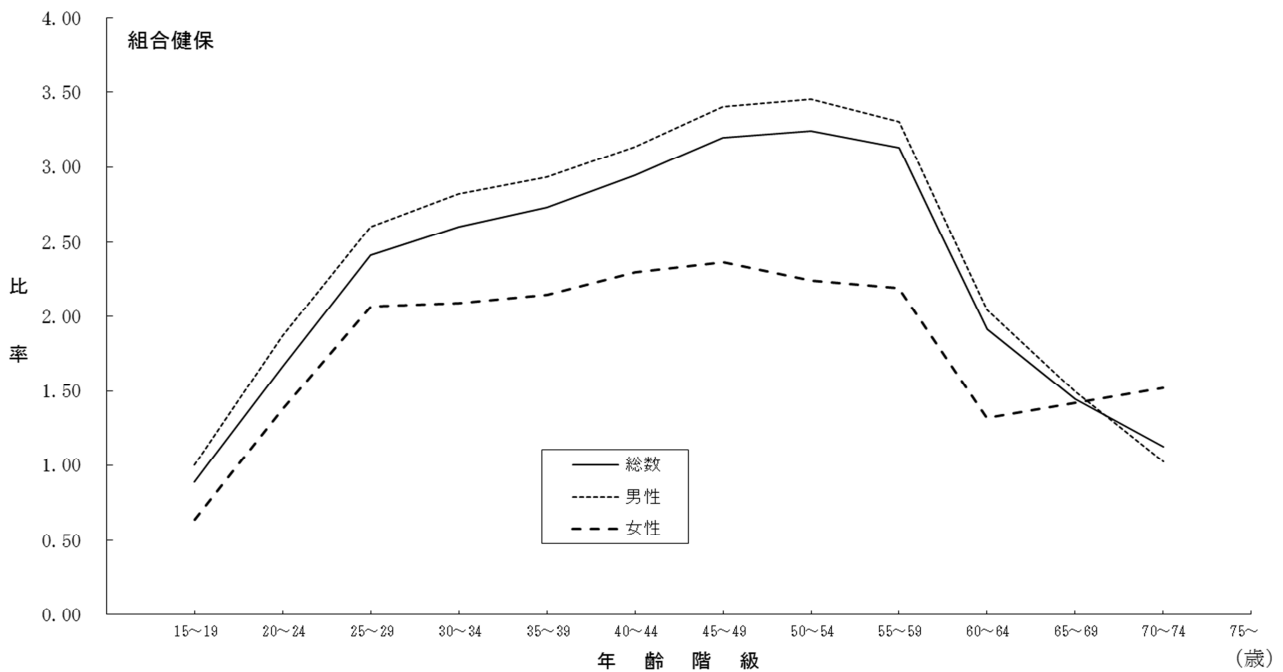
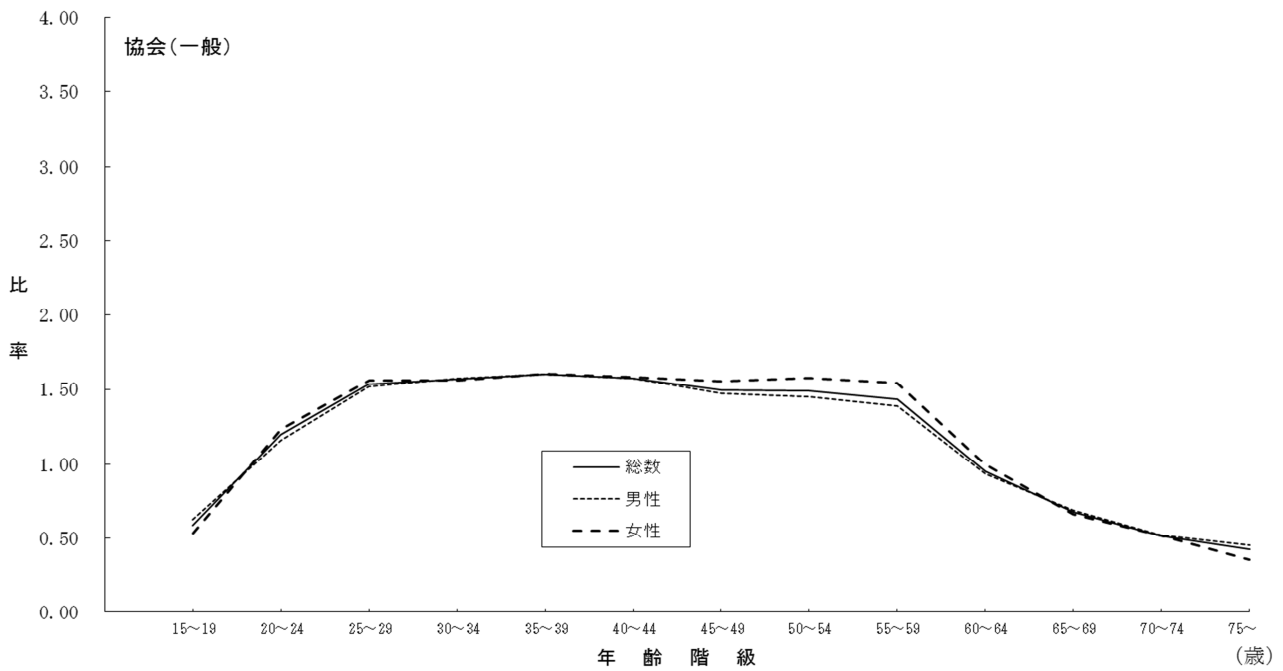
(2) 組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率(②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	371,530	420,338	268,408	1,047,399	1,283,402	562,888	2.819	3.053	2.097
15～19歳	188,377	194,091	176,883	167,536	194,516	113,271	0.889	1.002	0.640
20～24	232,191	245,052	216,440	386,371	457,587	299,059	1.664	1.867	1.382
25～29	281,457	302,394	250,369	679,191	787,238	518,512	2.413	2.603	2.071
30～34	325,382	359,806	266,568	846,483	1,015,152	557,423	2.602	2.821	2.091
35～39	365,208	409,869	277,142	998,345	1,202,734	594,462	2.734	2.934	2.145
40～44	403,689	456,648	288,088	1,189,958	1,431,417	661,470	2.948	3.135	2.296
45～49	442,622	504,109	295,094	1,416,139	1,715,119	698,627	3.199	3.402	2.367
50～54	468,392	538,513	290,006	1,519,094	1,860,286	650,083	3.243	3.454	2.242
55～59	465,648	528,368	280,749	1,457,833	1,744,028	614,842	3.131	3.301	2.190
60～64	328,579	354,256	229,270	629,126	723,277	302,596	1.915	2.042	1.320
65～69	304,843	316,515	252,147	440,463	473,077	357,290	1.445	1.495	1.417
70～74	305,780	313,008	263,663	344,508	319,779	400,094	1.127	1.022	1.517
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	428,083	484,222	284,516	1,305,081	1,570,760	635,286	3.049	3.244	2.233

(注1) 平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

図6 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成27年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が5,071,072円、組合健保が8,310,855円となっている。女性の平均総報酬額についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）は50～54歳、組合健保は45～49歳でピークとなっているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

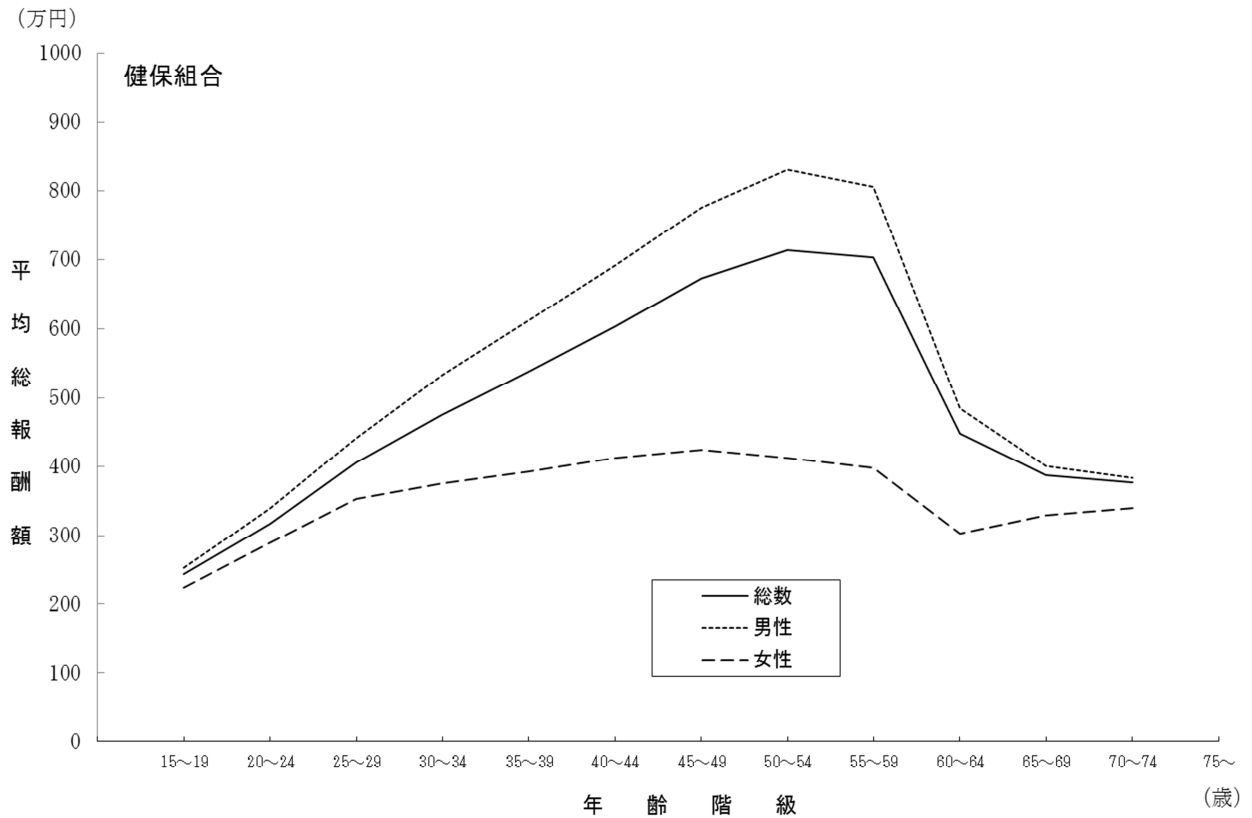
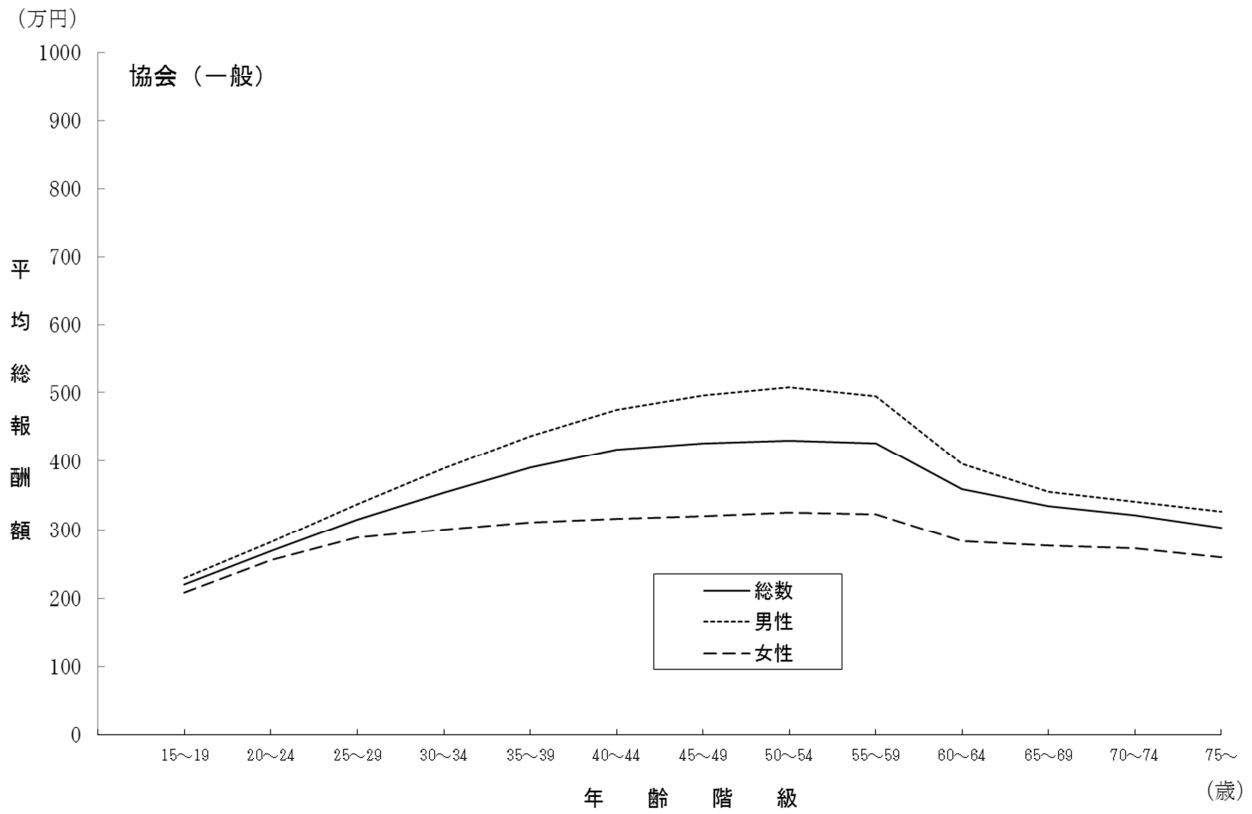
組合健保の協会（一般）に対する比率をみると、男性は50～54歳の約1.64倍、女性は45～49歳の約1.33倍で最も差が大きくなっており、平均では男性が約1.47倍、女性が約1.25倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	3,783,336	4,272,699	3,019,180	5,472,017	6,274,582	3,776,325	1.446	1.469	1.251
15～19	2,199,561	2,292,506	2,083,380	2,428,055	2,523,603	2,235,869	1.104	1.101	1.073
20～24	2,679,987	2,810,560	2,558,858	3,171,990	3,397,652	2,895,639	1.184	1.209	1.132
25～29	3,146,223	3,367,174	2,880,973	4,054,745	4,414,194	3,520,997	1.289	1.311	1.222
30～34	3,539,046	3,888,281	2,996,791	4,748,259	5,330,612	3,753,309	1.342	1.371	1.252
35～39	3,905,230	4,365,554	3,101,294	5,377,553	6,118,040	3,917,380	1.377	1.401	1.263
40～44	4,163,972	4,749,270	3,153,963	6,029,411	6,906,613	4,114,634	1.448	1.454	1.305
45～49	4,257,696	4,964,093	3,197,515	6,721,708	7,757,417	4,236,730	1.579	1.563	1.325
50～54	4,307,345	5,071,072	3,247,129	7,129,824	8,310,855	4,125,334	1.655	1.639	1.270
55～59	4,263,486	4,948,977	3,221,510	7,027,408	8,062,311	3,976,535	1.648	1.629	1.234
60～64	3,598,149	3,963,632	2,832,567	4,472,570	4,845,872	3,028,753	1.243	1.223	1.069
65～69	3,337,043	3,556,105	2,766,778	3,869,534	3,997,423	3,292,156	1.160	1.124	1.190
70～74	3,215,617	3,410,088	2,722,646	3,761,556	3,825,490	3,389,014	1.170	1.122	1.245
75歳以上	3,029,511	3,269,580	2,598,086	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	4,137,925	4,748,088	3,152,031	6,412,164	7,339,240	4,041,311	1.550	1.546	1.282

(注) 総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額(平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成27年10月1日現在）



次に平成27年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

これによると、平均総報酬額は、協会（一般）の総数は0.89%増、男性は0.83%増、女性は1.09%増、組合健保の総数は0.48%増、男性は0.56%増、女性は1.32%増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.76%増、女性は1.04%増、組合健保の男性は0.45%増、女性は1.30%増、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.07%増、女性は0.04%増、組合健保の男性は0.11%増、女性は0.02%増となっている。また、組合健保については、男性0.56%増、女性1.32%増となっている中、総数では0.48%増となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の割合が増加したことが要因である。なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成26年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成26年 平均総報酬額 (円)	平成27年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,750,028	3,783,336	0.89	0.81	0.08
男性	4,237,388	4,272,699	0.83	0.76	0.07
女性	2,986,716	3,019,180	1.09	1.04	0.04

(注) 総数の伸び率0.89%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.02%である。

(2) 組合健保

	平成26年 平均総報酬額 (円)	平成27年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,445,816	5,472,017	0.48	0.31	0.18
男性	6,239,507	6,274,582	0.56	0.45	0.11
女性	3,727,216	3,776,325	1.32	1.30	0.02

(注) 総数の伸び率0.48%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.24%である。

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.371、組合健保は0.187となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高くなっている。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については協会（一般）、組合健保ともに概ね年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳で0.304、組合健保が45～49歳で0.099となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）は75歳以上で0.848、組合健保は70～74歳で0.620となっている。女性については、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が25～29歳で0.331、組合健保が55～59歳で0.226となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）が75歳以上で0.839、組合健保が70～74歳で0.504となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成27年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.371	0.374	0.366	0.187	0.137	0.288
15～19歳	0.384	0.359	0.414	0.243	0.177	0.376
20～24	0.348	0.348	0.348	0.244	0.196	0.303
25～29	0.321	0.311	0.331	0.203	0.146	0.287
30～34	0.316	0.304	0.336	0.193	0.133	0.294
35～39	0.317	0.305	0.336	0.179	0.119	0.299
40～44	0.333	0.323	0.350	0.162	0.104	0.288
45～49	0.355	0.355	0.355	0.153	0.099	0.282
50～54	0.362	0.372	0.349	0.148	0.104	0.261
55～59	0.376	0.389	0.357	0.147	0.120	0.226
60～64	0.476	0.490	0.446	0.307	0.295	0.347
65～69	0.615	0.626	0.590	0.441	0.469	0.369
70～74	0.749	0.754	0.736	0.584	0.620	0.504
75歳以上	0.845	0.848	0.839	-	-	-

（注1）平均標準賞与額0円の割合は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成27年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）15.4%、組合健保13.6%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多くなっており、年齢の上昇に伴い減少する傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、60～64歳の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成27年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	15.4	84.6	100.0	13.6	86.4
15～19歳	100.0	72.0	28.0	100.0	76.4	23.6
20～24	100.0	36.3	63.7	100.0	40.2	59.8
25～29	100.0	20.7	79.3	100.0	18.6	81.4
30～34	100.0	15.8	84.2	100.0	13.3	86.7
35～39	100.0	13.3	86.7	100.0	11.1	88.9
40～44	100.0	12.4	87.6	100.0	9.5	90.5
45～49	100.0	11.9	88.1	100.0	8.8	91.2
50～54	100.0	10.8	89.2	100.0	7.3	92.7
55～59	100.0	9.7	90.3	100.0	6.9	93.1
60～64	100.0	15.2	84.8	100.0	19.0	81.0
65～69	100.0	12.9	87.1	100.0	7.8	92.2
70～74	100.0	9.0	91.0	100.0	2.2	97.8
75歳以上	100.0	5.2	94.8	－	－	－

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると組合健保の方がやや大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）は75歳以上、組合健保は70～74歳で最も小さくなっており、協会（一般）は50～54歳で、組合健保は45～49歳の階級で最も大きくなっている。また、15～54歳では組合健保の方が大きく、55～74歳では、組合健保より協会（一般）の方が比率が大きい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総数	227,935	292,478	1.283	275,110	386,715	1.406
15～19歳	169,317	188,731	1.115	180,317	214,530	1.190
20～24	193,503	208,619	1.078	214,003	244,410	1.142
25～29	213,383	237,529	1.113	242,537	290,322	1.197
30～34	231,372	266,477	1.152	274,940	333,133	1.212
35～39	242,796	294,123	1.211	296,205	373,782	1.262
40～44	247,340	315,321	1.275	308,172	413,741	1.343
45～49	250,047	324,533	1.298	324,980	453,926	1.397
50～54	251,444	327,703	1.303	365,547	476,494	1.304
55～59	251,808	324,645	1.289	387,685	471,423	1.216
60～64	233,983	286,554	1.225	289,686	337,731	1.166
65～69	221,499	271,023	1.224	253,295	309,195	1.221
70～74	220,647	261,359	1.185	328,710	305,269	0.929
75歳以上	229,813	244,810	1.065	-	-	-

また、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。

平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると協会（一般）の方が大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）では75歳以上、組合健保では60～64歳で最も小さくなっており、協会（一般）は25～29歳で、組合健保は70～74歳の階級で最も大きくなっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	47,408	459,350	9.689	229,463	1,179,515	5.140
15～19歳	32,506	282,279	8.684	60,884	513,622	8.436
20～24	37,050	359,376	9.700	67,136	601,216	8.955
25～29	40,294	438,408	10.880	117,676	807,219	6.860
30～34	44,061	476,793	10.821	175,767	949,481	5.402
35～39	48,887	521,446	10.666	230,601	1,093,662	4.743
40～44	50,750	542,977	10.699	284,729	1,285,032	4.513
45～49	49,757	527,576	10.603	353,166	1,518,252	4.299
50～54	53,236	525,473	9.871	477,611	1,600,805	3.352
55～59	52,663	497,034	9.438	505,042	1,528,599	3.027
60～64	80,817	293,437	3.631	513,959	660,594	1.285
65～69	34,268	193,967	5.660	121,615	486,245	3.998
70～74	25,136	140,686	5.597	37,640	366,118	9.727
75歳以上	36,400	106,415	2.923	-	-	-

（注1）平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級について、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したのが表17である。

業態の大分類による被保険者総数に占める割合を高い順にみると、協会（一般）は製造業の18.3%、医療・福祉の17.3%、卸売・小売業の14.0%、組合健保は製造業の32.3%、卸売・小売業の15.5%、情報通信業の9.7%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）では建設業の1.032、組合健保では電気・ガス・熱供給・水道業の1.392、であり、逆に低い業態は、協会（一般）では公務の0.325、組合健保では医療・福祉の0.481となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業の332,225円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業の524,912円、であり逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の188,791円、組合健保では宿泊業・飲食サービス業の282,171円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）は約1.76倍、組合健保は約1.86倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業の657,534円、組合健保は鉱業、採石業、砂利採取業の1,671,965円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業、飲食サービスであり、それぞれ186,695円、343,541円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約3.52倍、組合健保が約4.87倍となっている。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.719	282,541	398,052	100.0	0.837	371,530	1,047,399
農 林 水 産 業	0.9	0.798	257,905	352,516	0.3	0.762	327,704	1,049,074
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	1.002	313,298	469,842	0.0	1.158	425,439	1,671,965
建 設 業	9.8	1.032	321,781	361,765	3.2	1.137	412,291	1,351,436
製 造 業	18.3	0.806	290,415	485,427	32.3	1.012	395,840	1,368,601
食 料 品	3.6	0.616	248,749	346,254	2.1	0.817	341,774	968,458
繊維工業・繊維製品	0.9	0.537	232,938	265,669	0.6	0.486	291,655	604,696
木 材 ・ 木 製 品	0.7	0.869	271,612	325,032	0.2	0.916	339,581	775,597
化 学 工 業	1.8	0.861	303,640	592,260	6.4	0.989	401,726	1,465,404
金 属 工 業	2.3	0.926	315,646	532,433	2.3	1.016	375,744	1,175,678
機 械 器 具	5.9	0.876	308,580	597,053	16.9	1.076	411,929	1,497,062
そ の 他	3.1	0.836	299,045	436,833	3.7	0.956	375,543	1,119,338
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	1.003	320,682	657,534	1.3	1.392	524,912	1,275,623
情 報 通 信 業	1.9	0.720	332,225	374,943	9.7	0.737	411,109	847,531
運 輸 業 、 郵 便 業	7.6	0.887	282,713	250,407	6.9	0.987	363,485	877,618
卸 売 業 、 小 売 業	14.0	0.761	290,463	401,926	15.5	0.693	320,520	755,872
金 融 業 、 保 険 業	0.7	0.839	327,395	550,264	7.6	0.769	413,271	1,353,875
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2.3	0.785	303,352	352,098	1.5	0.884	388,766	1,059,563
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3.8	0.732	323,043	447,885	1.6	0.811	423,043	1,053,833
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.3	0.603	257,615	186,695	1.7	0.551	282,171	343,541
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3.1	0.594	268,707	238,785	1.1	0.502	298,490	605,369
教 育 、 学 習 支 援 業	1.6	0.437	262,618	423,654	0.3	0.597	434,108	1,467,434
医 療 、 福 祉	17.3	0.464	268,375	514,911	3.8	0.481	353,356	749,144
複 合 サ ー ビ ス 業	1.0	0.690	248,606	570,888	0.8	0.730	316,486	926,069
サ ー ビ ス 業	9.7	0.659	261,910	300,195	9.1	0.589	322,018	649,002
公 務	2.6	0.325	188,791	195,832	0.0	1.000	490,000	1,175,909
任 意 継 続 分	1.3	0.888	214,042	-	1.6	0.797	293,054	-
特 例 退 職 分	1.6	0.828	269,231	-

（注）平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者構成割合が高い規模は、協会（一般）では規模100～299人の17.3%であり、また、規模100人未満の割合は約60.7%となっている。一方、組合健保では規模1,000人以上が51.1%と最も高く、また、規模100人以上の割合は約85.6%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

規模別の扶養率は、協会（一般）は規模が大きくなるにつれ扶養率は減少の傾向にあり、規模5人未満の0.859が最も高くなっている。一方、組合健保は規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、その中でも規模1,000人以上が0.882と最も高くなっている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、協会（一般）は規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれ概ね減少傾向となるが、組合健保は規模5～9人でピークを迎えたのち規模300人以上で再び上昇している。

また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、協会（一般）、組合健保とも規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にある。協会（一般）では規模500～999人の554,544円、組合健保では規模1,000人以上の1,233,982円が最も高くなっている。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.719	282,541	398,052	100.0	0.837	371,525	1,047,530
1～4人	8.9	0.859	277,752	132,083	0.3	0.704	367,581	315,177
5～9	10.1	0.784	303,314	252,518	0.6	0.725	387,990	486,466
10～19	12.1	0.773	301,514	328,987	1.3	0.765	382,005	560,278
20～29	7.6	0.747	292,787	384,227	1.3	0.772	372,063	574,696
30～49	9.4	0.741	286,800	406,896	2.5	0.800	365,284	646,599
50～99	12.7	0.708	277,831	444,435	5.2	0.750	350,996	718,967
100～299	17.3	0.669	274,682	497,571	13.9	0.793	349,448	829,026
300～499	6.3	0.643	276,593	532,365	8.6	0.800	354,196	918,332
500～999	6.4	0.628	277,619	554,544	12.0	0.798	361,434	975,883
1,000人以上	8.0	0.579	262,468	464,229	51.1	0.882	390,503	1,233,982
任意継続分	1.3	0.888	214,042	-	1.6	0.797	293,054	-
特例退職分	・	・	・	・	1.6	0.828	269,231	-

（注1）平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

1 4. 被保険者数の推移について

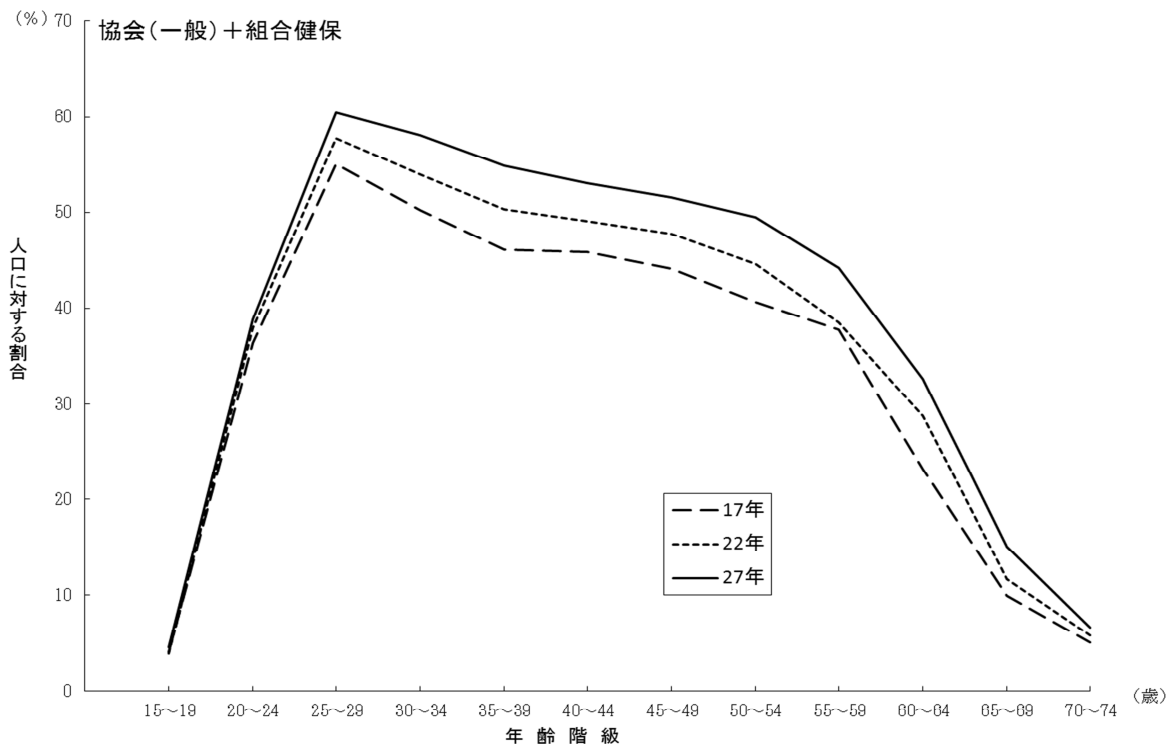
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

被保険者割合を協会（一般）と組合健保の計で見ると、平成17年から平成22年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成22年から平成27年についても同様に、いずれの年齢階級においても増加している。

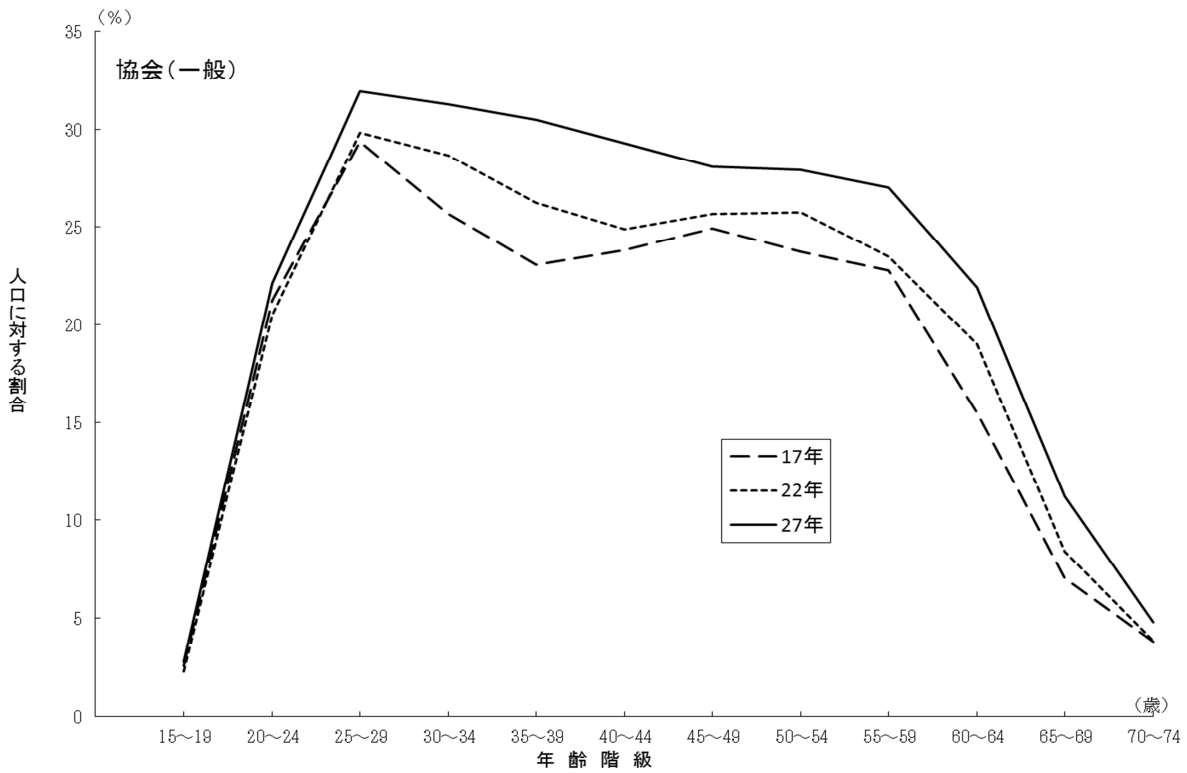
また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は平成17年から平成22年にかけては20歳代後半から60歳後半にかけて増加しており、平成22年から平成27年にかけてはいずれの年齢階級においても増加している。一方、組合健保は平成17年から平成22年にかけてはいずれの年齢階級においても増加しており、平成22年から平成27年にかけては20歳代後半から30歳代後半、及び40歳代後半以降概ね増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

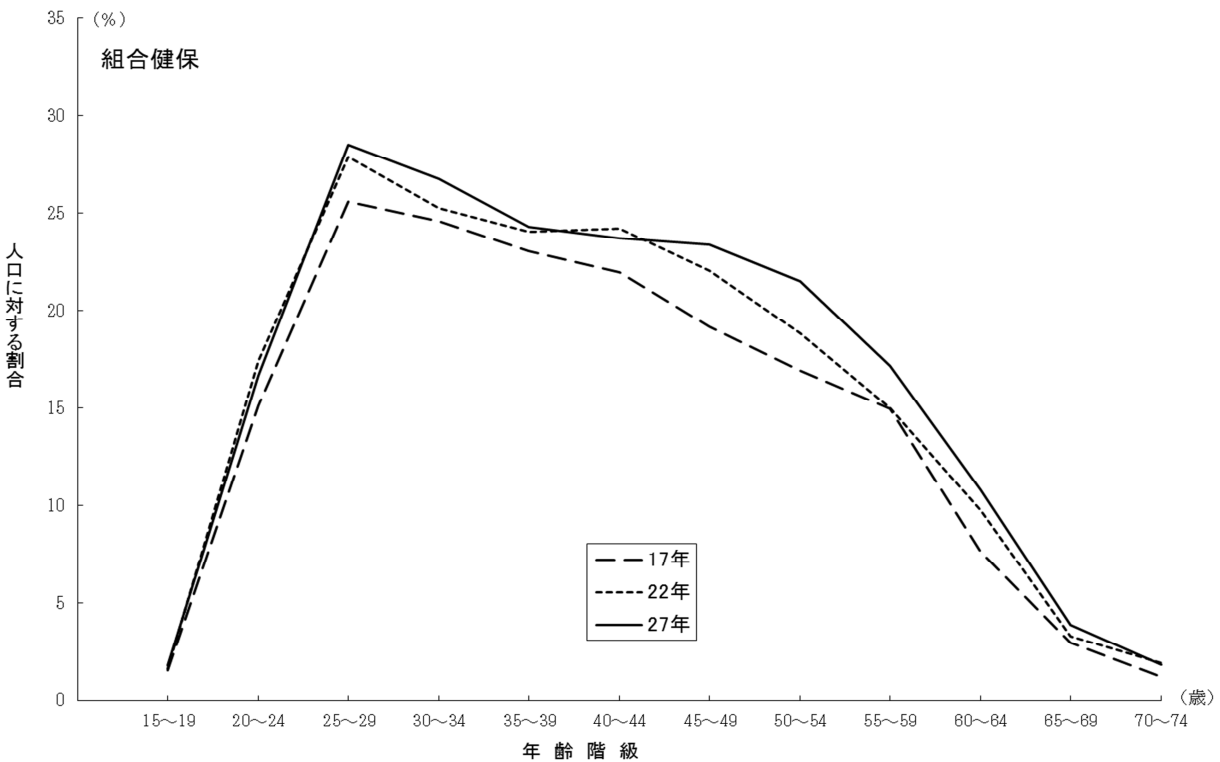


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8-2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



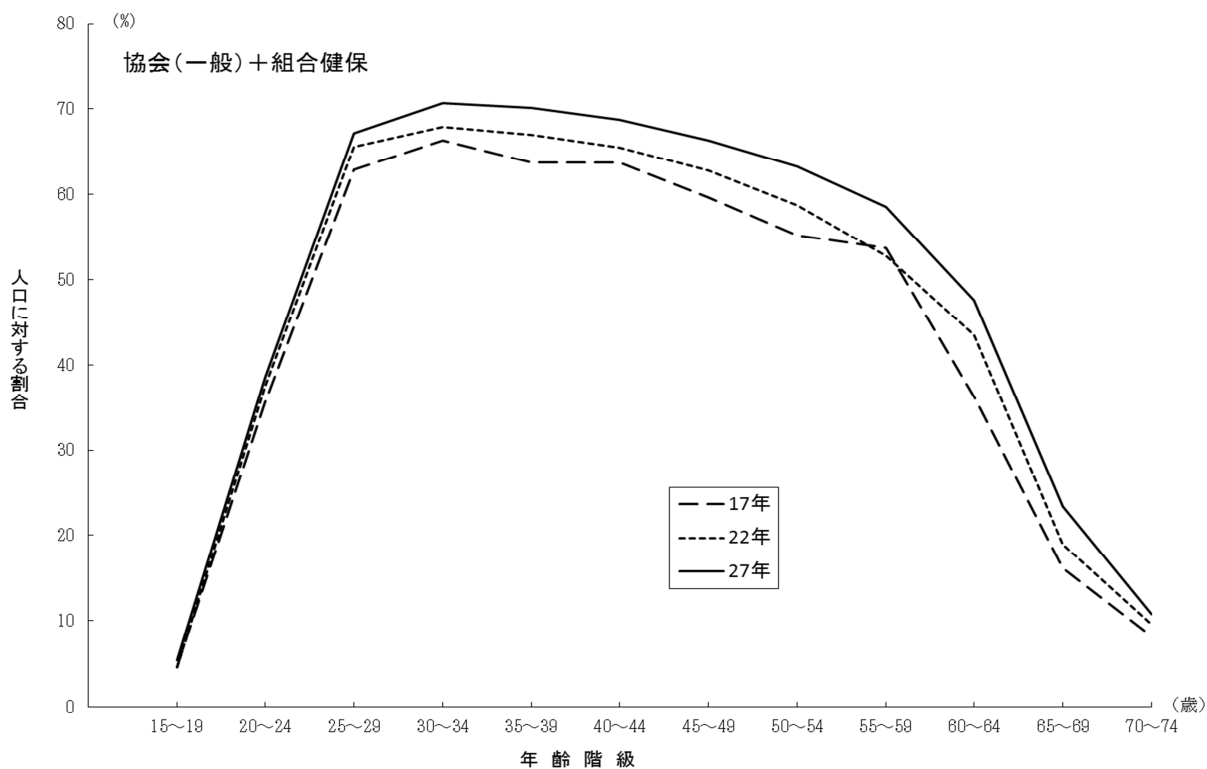
（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成17年から平成22年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成22年から平成27年についても同様に、いずれの年齢階級においても増加している。

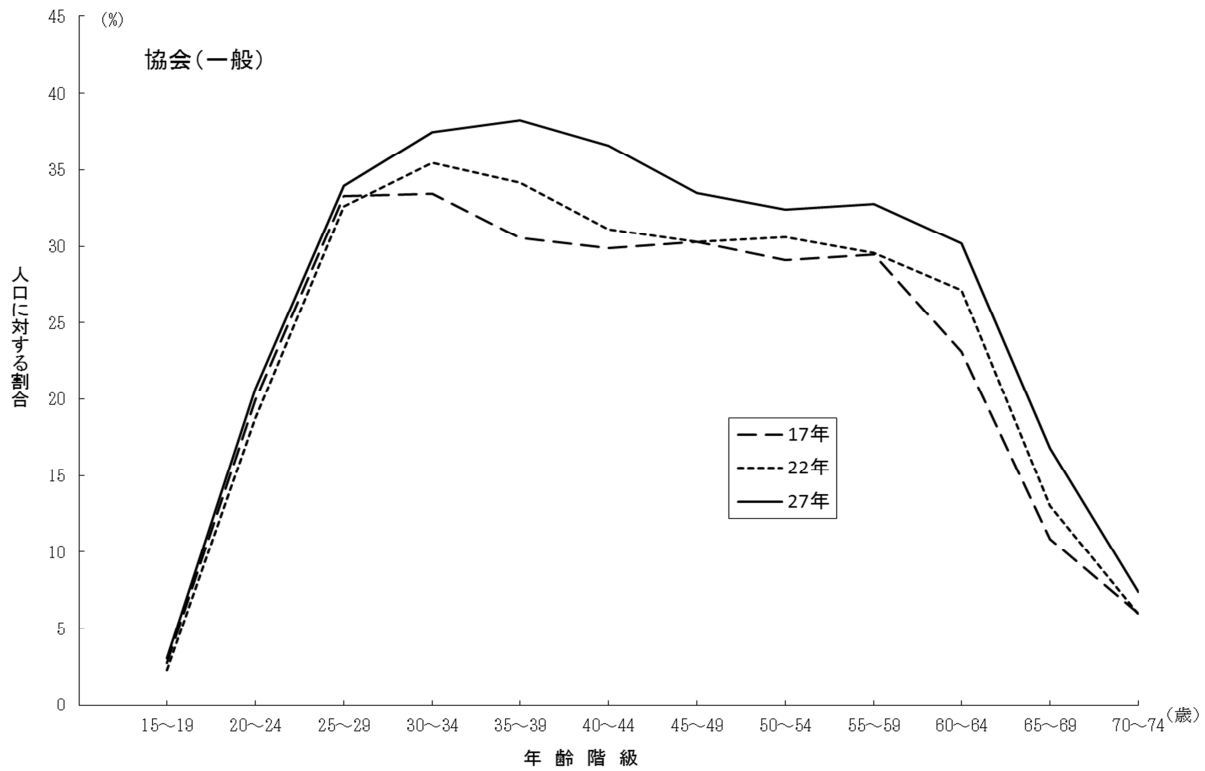
また、男性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は平成17年から平成22年にかけては30歳代前半から60歳後半にかけて概ね増加しており、平成22年から平成27年にかけてはいずれの年齢階級においても増加している。組合健保は平成17年から平成22年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成22年から平成27年にかけては20歳代後半から30歳代前半、及び40歳代後半以降にかけて増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

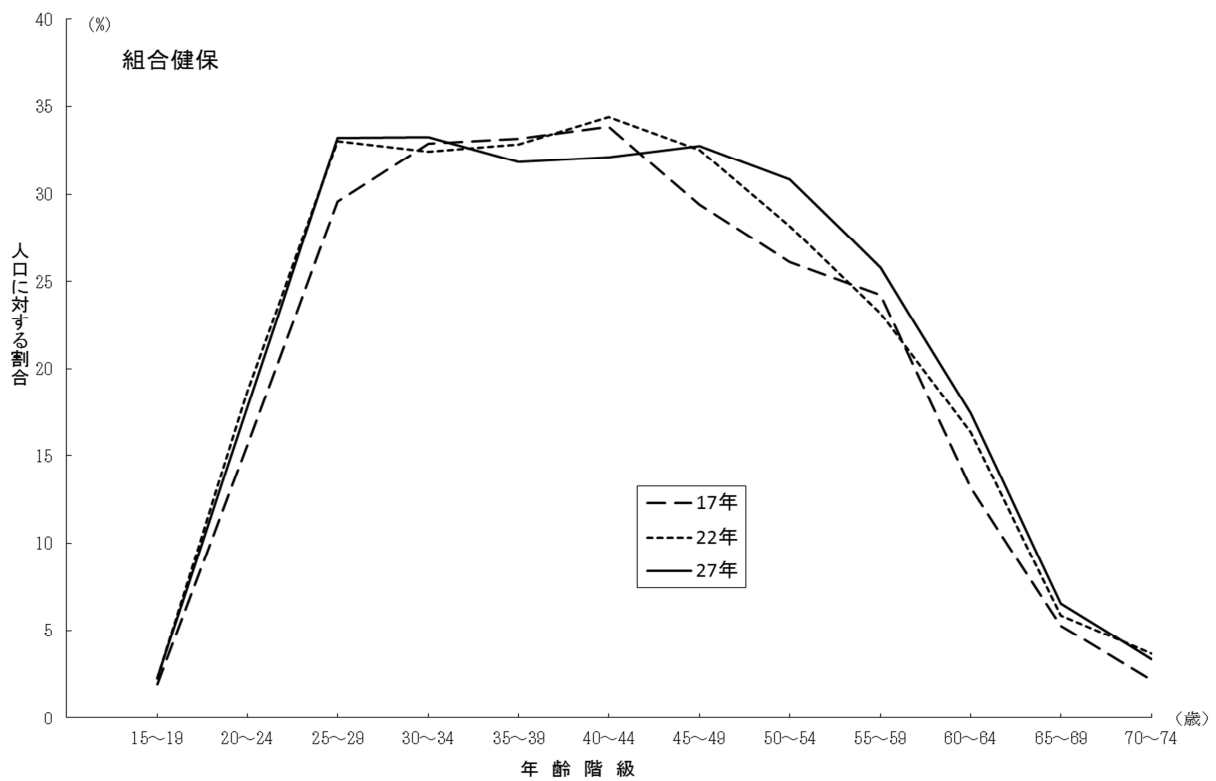


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



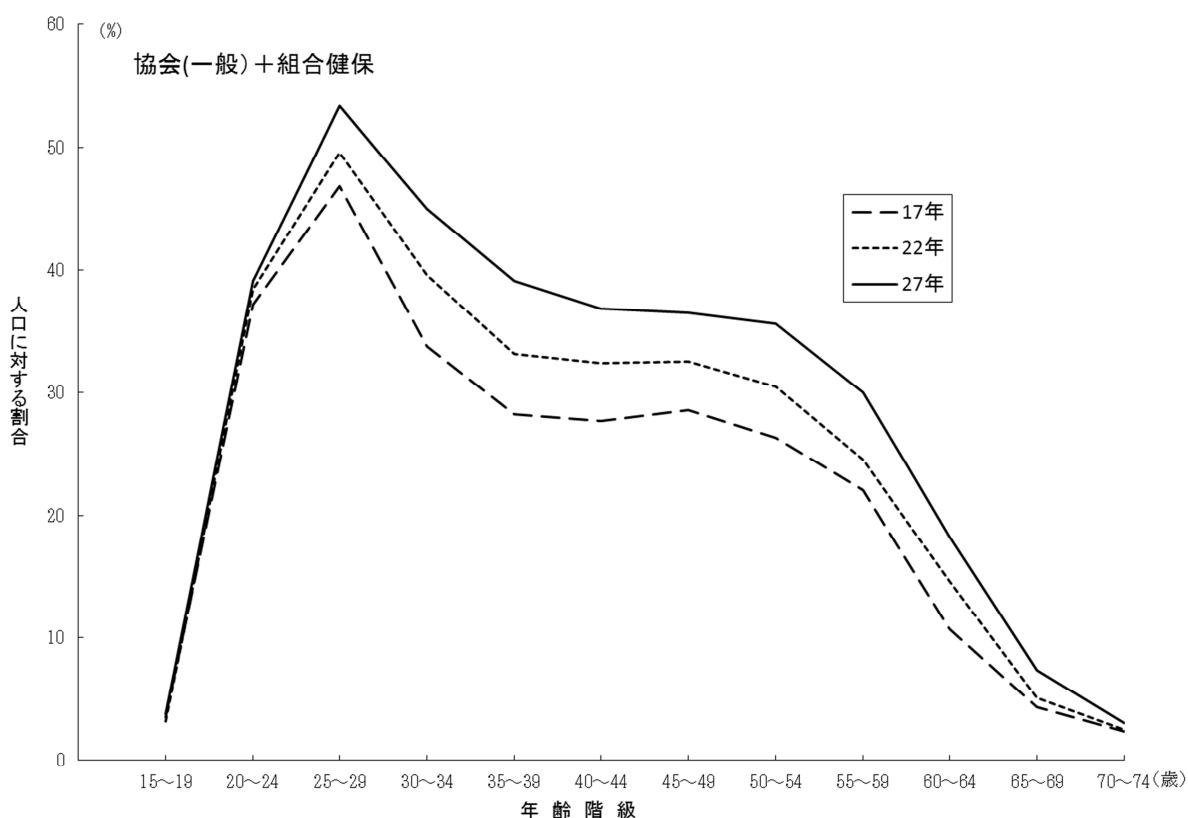
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

女性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成17年から平成22年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加している。平成22年から平成27年にかけてはいずれの年齢階級においても増加しており、20歳代後半から50歳代後半にかけては増加の幅が男性よりも大きくなっている。これらはそれぞれの期間の雇用環境の変化が男性と同様にあるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

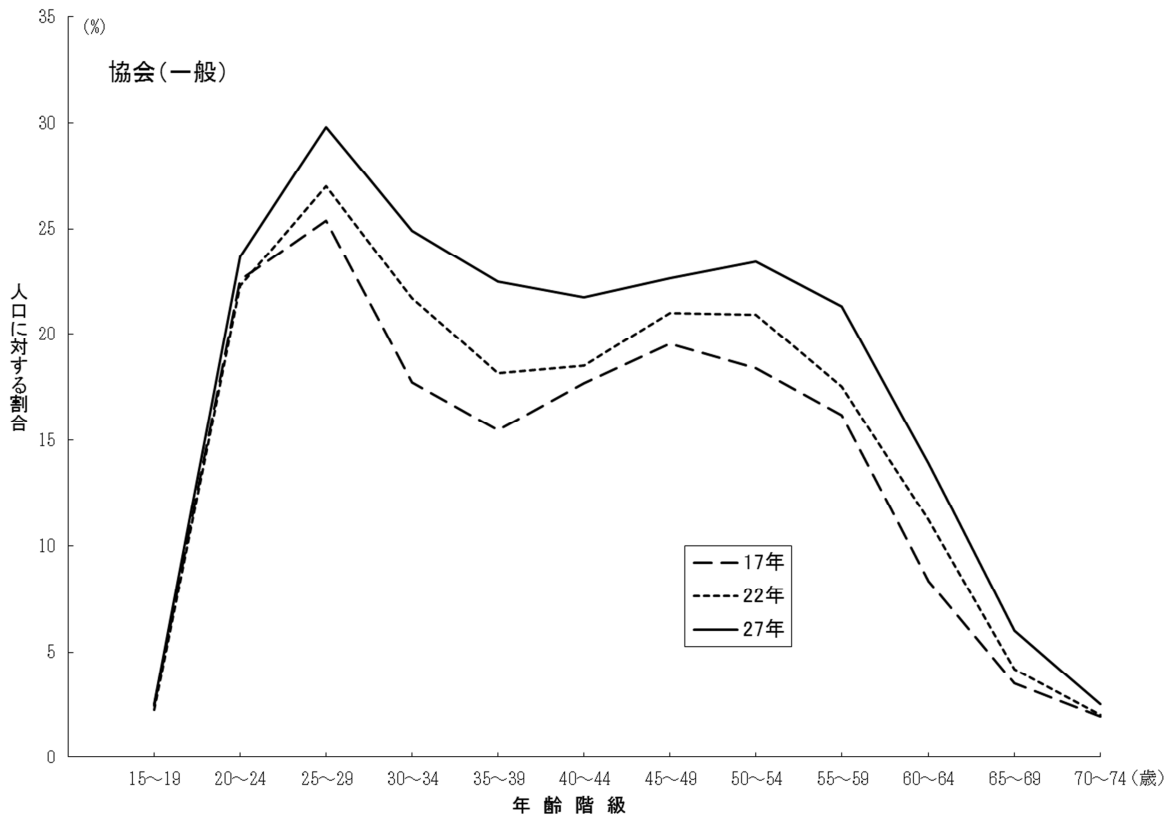
また、女性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれを平成27年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20歳代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対し、協会（一般）は40歳代後半で再び増加に転じ、50歳代前半で再びピークを迎えた後に減少に転じている。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

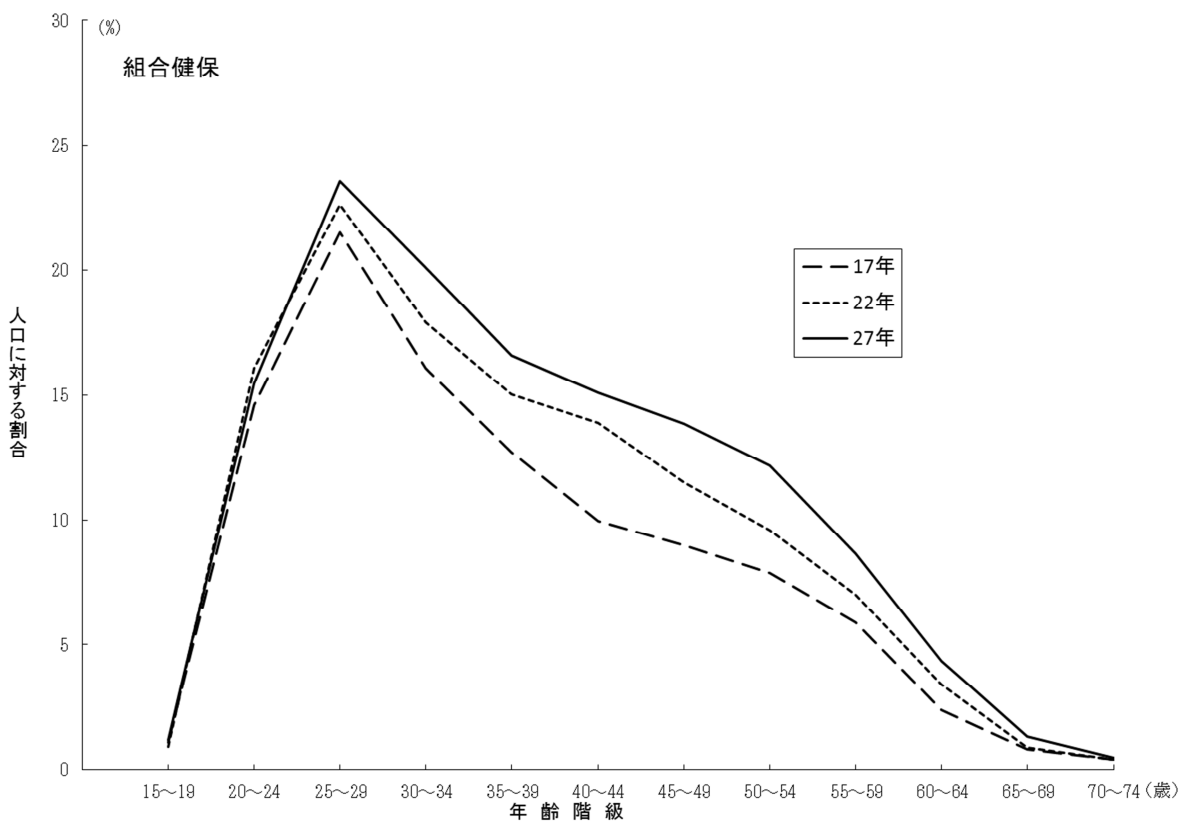


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）と組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。被保険者割合について、平成17年から平成22年にかけては20～54歳のコーホートで概ね増加し、平成22年から平成27年にかけても20～54歳のコーホートで増加している。

また、コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、40～44歳及び65～74歳で減少している。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.1	3.9	4.6	-	-	-
20～24	36.4	37.9	38.8	33.8	34.9	1.1
25～29	55.0	57.7	60.4	21.4	22.5	1.1
30～34	50.2	53.9	58.1	-1.0	0.4	1.4
35～39	46.1	50.3	54.8	0.0	0.9	0.8
40～44	45.8	49.1	53.0	3.0	2.7	-0.3
45～49	44.1	47.7	51.5	1.9	2.4	0.5
50～54	40.7	44.6	49.5	0.5	1.8	1.3
55～59	37.7	38.5	44.2	-2.2	-0.4	1.8
60～64	23.1	28.8	32.7	-9.0	-5.8	3.1
65～69	10.0	11.7	15.1	-11.5	-13.7	-2.2
70～74	5.0	5.8	6.6	-4.2	-5.1	-0.9

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.3	2.8	-	-	-
20～24	21.2	20.5	22.1	17.9	19.9	1.9
25～29	29.4	29.8	31.9	8.6	11.4	2.8
30～34	25.7	28.7	31.3	-0.7	1.5	2.2
35～39	23.1	26.2	30.5	0.6	1.8	1.2
40～44	23.8	24.9	29.3	1.8	3.0	1.3
45～49	24.9	25.7	28.1	1.8	3.3	1.4
50～54	23.7	25.7	27.9	0.8	2.3	1.5
55～59	22.8	23.5	27.0	-0.2	1.3	1.5
60～64	15.5	19.0	21.9	-3.7	-1.6	2.1
65～69	7.0	8.4	11.2	-7.1	-7.8	-0.7
70～74	3.8	3.8	4.8	-3.2	-3.6	-0.4

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.5	1.6	1.8	-	-	-
20～24	15.1	17.4	16.7	15.9	15.1	-0.8
25～29	25.6	27.9	28.5	12.8	11.1	-1.7
30～34	24.6	25.3	26.8	-0.3	-1.1	-0.8
35～39	23.0	24.1	24.3	-0.5	-0.9	-0.4
40～44	22.0	24.2	23.7	1.2	-0.3	-1.5
45～49	19.2	22.0	23.4	0.1	-0.8	-0.9
50～54	16.9	18.8	21.5	-0.3	-0.5	-0.2
55～59	15.0	15.0	17.2	-1.9	-1.7	0.2
60～64	7.6	9.7	10.8	-5.2	-4.2	1.0
65～69	2.9	3.3	3.9	-4.4	-5.9	-1.5
70～74	1.2	1.9	1.8	-1.0	-1.4	-0.4

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

被保険者割合をコーホートでみると、男女総数と同様に、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。協会（一般）と組合健保の計で被保険者割合が増加したのは、平成17年から平成22年は40歳代後半未満、平成22年から平成27年は50歳代後半未満のコーホートであった。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、25～29歳及び40～44歳で減少している。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれコーホートでみた増減をみると、協会（一般）は65～69歳で大きく減少するのに対し、組合健保については60歳代前半から大きく減少し始め、退職の時期が協会（一般）と組合健保とで異なっているものと考えられる。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.6	4.5	5.3	-	-	-
20～24	35.6	37.5	38.5	32.8	33.9	1.1
25～29	62.9	65.6	67.2	30.1	29.7	-0.4
30～34	66.3	67.9	70.7	5.1	5.1	0.0
35～39	63.7	67.0	70.1	0.7	2.2	1.5
40～44	63.7	65.5	68.7	1.8	1.7	-0.1
45～49	59.7	62.8	66.3	-0.9	0.8	1.7
50～54	55.2	58.8	63.2	-0.9	0.4	1.3
55～59	53.7	52.8	58.6	-2.4	-0.2	2.2
60～64	36.3	43.5	47.6	-10.2	-5.2	5.0
65～69	16.1	18.9	23.3	-17.4	-20.2	-2.8
70～74	8.2	9.6	10.7	-6.5	-8.1	-1.6

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.7	2.3	3.0	-	-	-
20～24	20.0	18.8	20.7	16.0	18.4	2.3
25～29	33.3	32.6	34.0	12.6	15.2	2.6
30～34	33.4	35.5	37.5	2.2	4.9	2.7
35～39	30.5	34.1	38.3	0.7	2.8	2.1
40～44	29.9	31.1	36.6	0.6	2.5	1.9
45～49	30.3	30.3	33.5	0.4	2.4	2.0
50～54	29.1	30.6	32.4	0.3	2.1	1.8
55～59	29.5	29.6	32.8	0.5	2.2	1.7
60～64	23.1	27.2	30.2	-2.3	0.6	2.9
65～69	10.9	13.0	16.8	-10.1	-10.4	-0.3
70～74	6.0	5.9	7.4	-4.9	-5.7	-0.7

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.9	2.2	2.3	-	-	-
20～24	15.6	18.7	17.8	16.8	15.6	-1.2
25～29	29.6	33.0	33.2	17.4	14.5	-2.9
30～34	32.9	32.5	33.2	2.9	0.2	-2.6
35～39	33.2	32.9	31.8	0.0	-0.6	-0.6
40～44	33.9	34.4	32.1	1.2	-0.7	-2.0
45～49	29.4	32.5	32.8	-1.3	-1.6	-0.3
50～54	26.1	28.2	30.8	-1.2	-1.7	-0.5
55～59	24.2	23.2	25.8	-2.9	-2.4	0.5
60～64	13.2	16.3	17.4	-7.9	-5.8	2.1
65～69	5.3	5.8	6.5	-7.3	-9.8	-2.5
70～74	2.2	3.6	3.3	-1.6	-2.5	-0.9

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

被保険者割合をコーホートで見ると、学卒者の新規加入の影響により20歳代前半で大きく増加した後、結婚、出産の影響により一度減少するが、その後、再就職により増加した後、定年退職の影響で大きく減少している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計で見ると、40歳代において減少している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.5	3.2	3.8	-	-	-
20～24	37.2	38.4	39.1	34.9	35.9	1.1
25～29	46.9	49.6	53.4	12.4	14.9	2.5
30～34	33.8	39.6	45.0	-7.3	-4.6	2.7
35～39	28.2	33.2	39.1	-0.6	-0.5	0.1
40～44	27.7	32.4	36.9	4.2	3.7	-0.5
45～49	28.5	32.5	36.5	4.8	4.1	-0.7
50～54	26.3	30.5	35.6	2.0	3.1	1.2
55～59	22.1	24.5	30.0	-1.7	-0.5	1.2
60～64	10.7	14.6	18.3	-7.4	-6.3	1.2
65～69	4.4	5.1	7.4	-5.6	-7.2	-1.6
70～74	2.4	2.5	3.0	-1.9	-2.1	-0.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.4	2.3	2.6	-	-	-
20～24	22.6	22.3	23.7	19.9	21.4	1.6
25～29	25.4	27.0	29.8	4.4	7.5	3.0
30～34	17.7	21.7	24.9	-3.7	-2.1	1.6
35～39	15.5	18.1	22.5	0.4	0.8	0.4
40～44	17.7	18.5	21.8	3.0	3.6	0.6
45～49	19.5	21.0	22.6	3.3	4.1	0.8
50～54	18.4	20.9	23.5	1.4	2.5	1.1
55～59	16.2	17.5	21.3	-0.9	0.4	1.3
60～64	8.4	11.2	13.9	-5.0	-3.6	1.3
65～69	3.5	4.2	6.0	-4.2	-5.2	-1.0
70～74	1.9	2.0	2.5	-1.5	-1.7	-0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成17年	22年	27年	17→22年①	22年→27年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.1	0.9	1.2	-	-	-
20～24	14.6	16.1	15.5	15.0	14.5	-0.5
25～29	21.5	22.6	23.6	8.0	7.5	-0.5
30～34	16.1	17.9	20.1	-3.6	-2.5	1.1
35～39	12.7	15.0	16.6	-1.0	-1.3	-0.3
40～44	10.0	13.9	15.1	1.2	0.1	-1.1
45～49	9.0	11.5	13.9	1.5	0.0	-1.6
50～54	7.9	9.6	12.2	0.6	0.7	0.1
55～59	5.9	7.0	8.6	-0.8	-0.9	-0.1
60～64	2.4	3.4	4.4	-2.5	-2.7	-0.2
65～69	0.8	0.9	1.4	-1.5	-2.0	-0.6
70～74	0.4	0.4	0.5	-0.4	-0.4	0.0

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男性被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

未婚率の増加や出生率の減少に伴い、同じ年齢階級で見ると子の扶養率は年々減少しているが、その特徴を①20歳～30歳代、②40歳代以降の年齢階級別にコーホートで見ると次のようになる。

① 20歳代～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。平成22年～平成27年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっている。また、平成17年～平成22年と平成22年～平成27年の差をみると、協会（一般）、組合健保ともに30歳代までは減少傾向にあるが、40歳代に一度増加し、概ね60歳代に再び減少している。

② 40歳代以降

40歳代以降は、子の成長により扶養率は減少している。平成27年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳となっているが、ピーク時の扶養率は、年々減少している。

また、平成22年～平成27年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに45歳以降は減少している。

表22 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成17年 (75歳以上を除く)	22年	27年	17～22①	22～27②	差②-①
総数	0.690	0.655	0.621	-	-	-
15～19歳	0.015	0.012	0.012	-	-	-
20～24	0.102	0.096	0.073	0.081	0.061	-0.020
25～29	0.314	0.311	0.266	0.209	0.171	-0.038
30～34	0.674	0.669	0.655	0.355	0.344	-0.011
35～39	1.050	0.957	0.949	0.283	0.279	-0.003
40～44	1.311	1.124	1.037	0.074	0.080	0.006
45～49	1.322	1.153	0.985	-0.159	-0.139	0.020
50～54	0.921	0.891	0.781	-0.431	-0.371	0.059
55～59	0.432	0.454	0.454	-0.467	-0.438	0.029
60～64	0.176	0.198	0.213	-0.234	-0.240	-0.007
65～69	0.094	0.107	0.123	-0.069	-0.074	-0.006
70～74	0.065	0.074	0.082	-0.020	-0.025	-0.005

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成17年 (75歳以上を除く)	22年	27年	17～22①	22～27②	差②-①
総数	0.765	0.721	0.709	-	-	-
15～19歳	0.008	0.022	0.003	-	-	-
20～24	0.055	0.060	0.044	0.052	0.022	-0.030
25～29	0.220	0.220	0.189	0.165	0.129	-0.036
30～34	0.636	0.614	0.610	0.394	0.390	-0.004
35～39	1.020	0.945	0.973	0.309	0.360	0.051
40～44	1.312	1.154	1.130	0.135	0.185	0.050
45～49	1.425	1.238	1.126	-0.074	-0.029	0.045
50～54	1.034	1.058	0.953	-0.367	-0.285	0.082
55～59	0.493	0.518	0.528	-0.516	-0.530	-0.014
60～64	0.172	0.194	0.210	-0.299	-0.308	-0.009
65～69	0.086	0.085	0.104	-0.087	-0.090	-0.003
70～74	0.053	0.072	0.078	-0.014	-0.006	0.008

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

配偶者の扶養率を同じ年齢階級で見ると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートで見ると次のようになる。

概ね40歳代頃までは、配偶者の扶養率は増加するが、その後一度減少した後再び増加し、60～64歳で最も高くなる。

この変化の要因は、それぞれ40歳代以降の減少は配偶者が働き始めるため、55歳前後からの増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成17年 (75歳以上を除く)	22年	27年	17～22①	22～27②	差②-①
総数	0.436	0.417	0.377	-	-	-
15～19歳	0.018	0.016	0.014	-	-	-
20～24	0.087	0.079	0.056	0.060	0.040	-0.021
25～29	0.216	0.196	0.153	0.109	0.074	-0.035
30～34	0.375	0.339	0.294	0.123	0.097	-0.026
35～39	0.467	0.421	0.372	0.046	0.033	-0.013
40～44	0.494	0.445	0.398	-0.023	-0.023	-0.001
45～49	0.480	0.443	0.394	-0.050	-0.051	0.000
50～54	0.490	0.449	0.402	-0.032	-0.041	-0.010
55～59	0.542	0.499	0.444	0.008	-0.005	-0.013
60～64	0.637	0.602	0.548	0.060	0.050	-0.011
65～69	0.667	0.646	0.613	0.009	0.011	0.002
70～74	0.614	0.584	0.569	-0.083	-0.076	0.007

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成17年 (75歳以上を除く)	22年	27年	17～22①	22～27②	差②-①
総数	0.512	0.479	0.443	-	-	-
15～19歳	0.023	0.014	0.006	-	-	-
20～24	0.056	0.051	0.034	0.028	0.019	-0.009
25～29	0.168	0.160	0.129	0.105	0.078	-0.027
30～34	0.396	0.356	0.309	0.187	0.148	-0.039
35～39	0.545	0.477	0.435	0.081	0.079	-0.002
40～44	0.588	0.546	0.495	0.002	0.018	0.017
45～49	0.628	0.578	0.523	-0.010	-0.023	-0.013
50～54	0.664	0.618	0.550	-0.010	-0.027	-0.018
55～59	0.700	0.653	0.594	-0.011	-0.024	-0.012
60～64	0.780	0.726	0.681	0.026	0.028	0.002
65～69	0.839	0.770	0.751	-0.011	0.026	0.036
70～74	0.803	0.763	0.792	-0.076	0.023	0.099

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約6割、50人未満の事業所が全体の約96%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が8割強、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、複合サービス業については、事業所規模1,000人以上、医療・福祉及び公務については100～299人の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、平成27年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	60.6%	18.2%	17.4%	2.2%	1.3%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	57.9%	23.5%	16.9%	1.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	42.1%	22.2%	32.5%	2.4%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	62.7%	21.2%	15.1%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	46.7%	20.2%	26.5%	3.9%	2.2%	0.3%	0.1%	0.0%
食品	100.0%	44.1%	19.3%	27.1%	5.1%	3.4%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	55.8%	18.5%	21.4%	3.0%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	56.7%	20.4%	20.2%	1.7%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	42.0%	19.9%	30.2%	4.8%	2.6%	0.4%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	43.5%	23.0%	28.2%	3.5%	1.6%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	42.3%	20.4%	29.2%	4.7%	2.8%	0.3%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	51.9%	19.4%	23.7%	3.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	64.0%	18.0%	15.2%	1.6%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%
情報通信業	100.0%	68.0%	15.2%	14.4%	1.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	35.7%	19.4%	35.0%	5.8%	3.3%	0.4%	0.2%	0.2%
卸売業・小売業	100.0%	64.3%	18.3%	14.8%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	73.6%	15.8%	8.3%	1.0%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	84.9%	8.6%	5.6%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	72.9%	15.4%	10.3%	0.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	65.3%	16.8%	14.9%	1.8%	0.9%	0.1%	0.1%	0.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	60.9%	17.6%	17.7%	2.3%	1.1%	0.2%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	57.7%	16.4%	22.5%	1.9%	1.1%	0.2%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	46.4%	19.5%	24.4%	5.1%	3.6%	0.6%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	73.0%	11.8%	9.6%	1.9%	1.9%	0.8%	0.6%	0.3%
サービス業	100.0%	61.4%	18.4%	16.2%	2.1%	1.4%	0.2%	0.1%	0.1%
公務	100.0%	48.8%	14.6%	20.7%	5.5%	6.6%	1.8%	1.4%	0.5%

(2) 被保険者数

	計	1~4人	5~9	10~49	50~99	100~299	300~499	500~999	1000人以上
総数	100.0%	9.0%	10.2%	29.5%	12.9%	17.5%	6.4%	6.5%	8.1%
農林水産業	100.0%	14.3%	19.2%	37.5%	10.0%	7.4%	2.0%	1.7%	7.8%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	6.5%	12.7%	53.4%	13.3%	9.4%	4.7%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	17.4%	22.3%	43.3%	8.0%	5.6%	1.4%	1.4%	0.8%
製造業	100.0%	5.4%	8.1%	32.8%	16.2%	20.5%	6.4%	5.6%	4.9%
食品	100.0%	3.6%	5.5%	24.8%	15.2%	23.3%	9.3%	9.3%	9.0%
繊維工業・繊維製品	100.0%	8.9%	11.2%	38.2%	18.3%	16.8%	2.6%	2.9%	1.0%
木材・木製品	100.0%	11.2%	14.2%	41.6%	12.1%	15.3%	3.5%	0.0%	2.0%
化学工業	100.0%	4.4%	7.0%	33.5%	17.3%	21.5%	8.0%	5.8%	2.5%
金属工業	100.0%	6.3%	10.7%	40.2%	16.4%	17.8%	4.4%	3.2%	1.0%
機械器具	100.0%	4.3%	6.9%	31.2%	16.6%	22.3%	6.5%	6.2%	6.0%
その他	100.0%	7.3%	9.5%	35.7%	16.2%	17.7%	5.2%	4.0%	4.3%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	11.0%	12.6%	31.5%	12.0%	15.2%	3.8%	3.0%	11.0%
情報通信業	100.0%	13.8%	12.7%	35.9%	13.2%	14.0%	4.2%	2.8%	3.5%
運輸業・郵便業	100.0%	2.5%	5.1%	29.6%	15.6%	20.6%	6.3%	6.7%	13.5%
卸売業・小売業	100.0%	12.2%	12.5%	29.9%	11.1%	14.0%	5.3%	5.4%	9.6%
金融業・保険業	100.0%	16.4%	12.3%	19.2%	8.3%	20.0%	7.6%	8.7%	7.5%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	29.0%	12.4%	24.5%	9.1%	10.8%	3.6%	4.5%	6.1%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	20.9%	16.9%	32.2%	10.0%	9.8%	3.3%	4.4%	2.5%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	10.3%	10.2%	27.3%	11.2%	13.7%	5.1%	6.4%	15.9%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	9.3%	10.2%	31.8%	13.8%	16.4%	5.4%	6.3%	6.8%
教育・学習支援業	100.0%	7.4%	8.0%	34.2%	9.2%	13.1%	4.9%	10.9%	12.3%
医療・福祉	100.0%	3.3%	5.7%	23.4%	16.0%	26.8%	10.1%	8.5%	6.1%
複合サービス業	100.0%	5.2%	3.4%	8.9%	5.9%	15.7%	14.8%	19.0%	27.1%
サービス業	100.0%	8.4%	9.2%	24.7%	11.4%	17.2%	6.9%	8.0%	14.3%
公務	100.0%	1.7%	2.1%	9.9%	8.5%	25.1%	15.0%	20.1%	17.6%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(平成27年9月) (厚生労働省年金局)

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（59,363人）及び異動者（41,669人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の17.4%に対し23.8%、20～39歳では総人口の22.4%に対し24.7%、40～64歳では総人口の33.6%に対し42.1%と高くなっているが、65～74歳では、総人口の13.8%に比べ9.0%と低くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみると、30歳未満及び45～64歳では総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別に比較してみると、どの区分も概ね同じような構成割合となっているが、汽船等については15～19歳、漁船（い）については30～34歳、漁船（ろ）については20～24歳で一つのピークを迎えている。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（平成27年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (67.6)	100.0 (2.3)	100.0 (26.5)
0～4歳	4.1	5.5	5.4	5.4	6.2
5～9	4.2	5.4	5.5	4.8	5.6
10～14	4.4	5.7	6.0	4.3	5.7
15～19	4.7	7.3	7.5	5.8	7.4
20～24	4.9	7.3	7.3	7.1	8.0
25～29	5.1	5.6	5.8	7.6	5.3
30～34	5.8	5.8	5.6	8.0	6.4
35～39	6.6	6.0	6.3	7.5	5.8
40～44	7.7	6.6	7.1	7.5	5.9
45～49	6.9	7.0	7.4	7.1	6.7
50～54	6.3	8.2	8.5	7.9	7.9
55～59	6.0	10.2	10.1	10.9	10.0
60～64	6.7	10.1	9.1	8.9	9.9
65～69	7.7	6.6	5.9	5.5	6.5
70～74	6.1	2.4	2.2	1.6	2.4
75歳以上	12.5	0.3	0.3	0.2	0.3
(再 掲)					
0～19	17.4	23.8	24.4	20.2	24.9
うち未就学児	5.8	7.2	7.1	7.1	8.1
20～39	22.4	24.7	25.0	30.2	25.5
40～64	33.6	42.1	42.2	42.3	40.4
65～74	13.8	9.0	8.1	7.1	8.9
平均年齢（歳）	—	38.9	38.3	38.7	38.2

（注1） 「総人口」は、総務省統計局「平成27年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2） カッコ内は総数に対する割合である。

図1-1 船員保険加入者の年齢構成（平成27年10月1日現在）

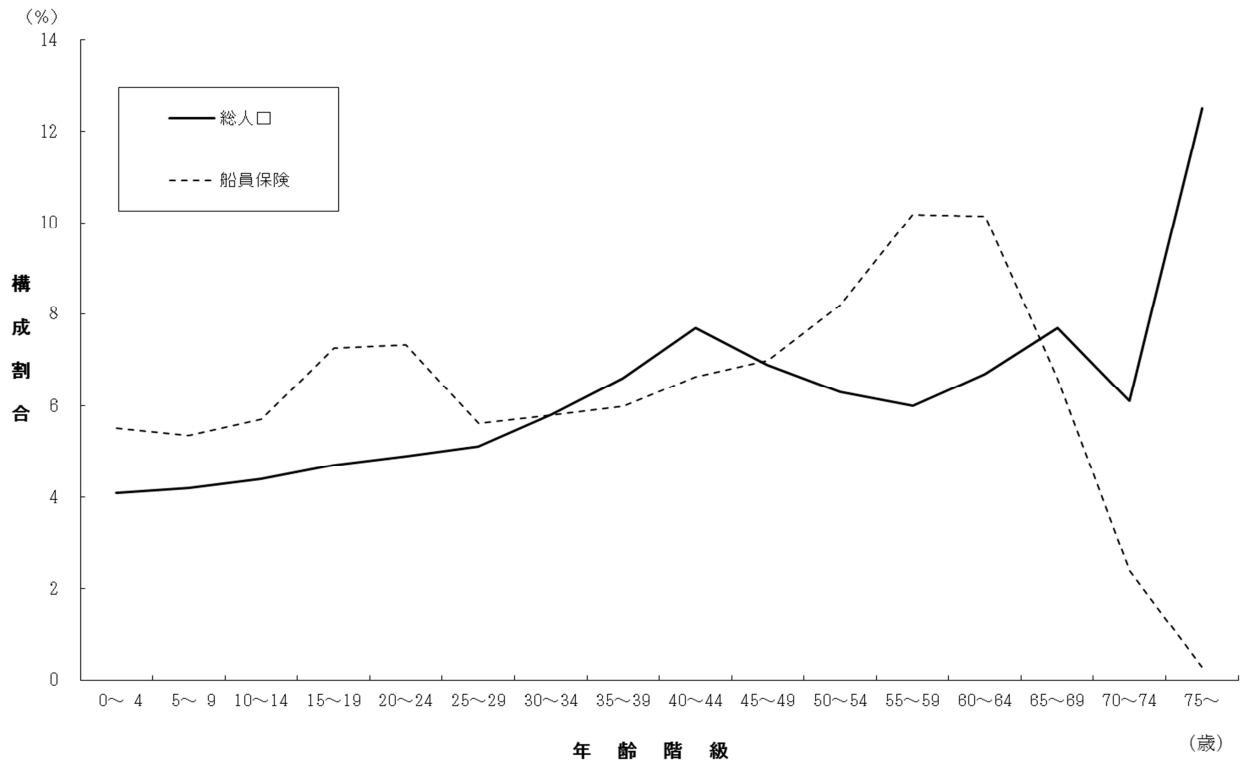
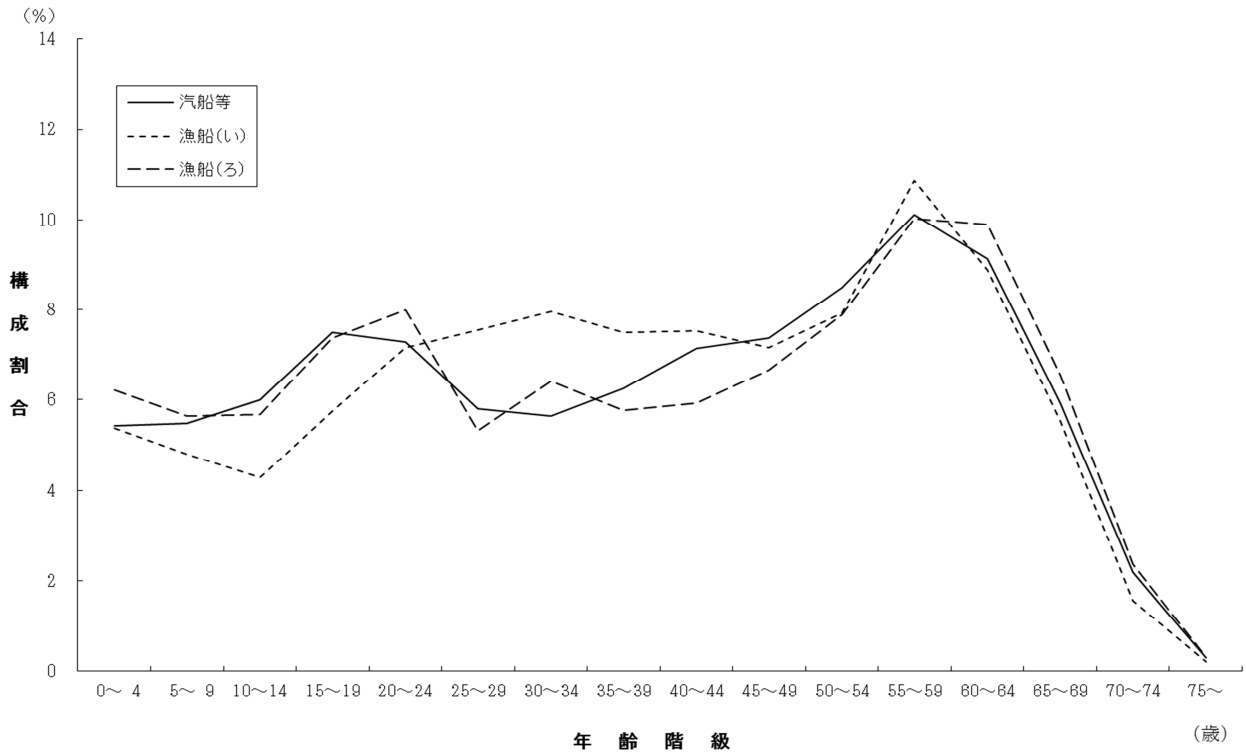


図1-2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（平成27年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成23～27年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は増加傾向にあり、平成27年は1.5%となっている。20～39歳の年齢構成は増加傾向にあり、平成27年では31.4%となっている。40～64歳の年齢構成は減少傾向となっており、平成27年では55.8%となっている。65～74歳の年齢構成は増加傾向となっており、平成27年は10.7%となっている。

また、平成27年の年齢構成を男女別にみると、男性では55～59歳及び60～64歳の割合が最も高く13.8%、次に50～54歳の10.7%、45～49歳の9.3%となっており、45～64歳で半数弱を占めている。女性では20～24歳の割合が最も高く25.1%、次に25～29歳の20.3%となっており、20歳代で半数弱を占めている。

次に、船舶種別にみると、全ての区分で55～59歳が最も高くなっており、汽船等は13.9%、漁船（い）は13.0%、漁船（ろ）は13.7%となっている。

なお、平均年齢は概ね低下傾向であり、平成27年は47.5歳となっている。男女別の平均年齢は、男性が47.7歳、女性が34.7歳、また、強制適用の種別別にみると、汽船等が47.2歳、漁船（い）が44.3歳、漁船（ろ）が46.5歳となっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成23年	24年	25年	26年	27年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.4)	100.0 (1.6)	100.0 (66.1)	100.0 (2.8)	100.0 (27.1)
15～19歳	1.0	1.0	1.2	1.3	1.5	1.5	5.7	1.0	1.9	2.9
20～24	6.9	7.2	7.4	7.7	8.0	7.7	25.1	7.4	8.3	10.3
25～29	6.9	7.1	7.3	7.6	7.8	7.6	20.3	8.5	10.9	6.6
30～34	7.1	7.2	7.3	7.4	7.6	7.5	13.1	7.6	10.5	8.3
35～39	8.0	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	6.8	8.4	10.1	7.7
40～44	8.7	8.6	8.6	8.6	8.7	8.7	6.6	9.5	9.9	7.7
45～49	9.5	9.5	9.6	9.4	9.2	9.3	6.6	9.8	9.1	8.7
50～54	12.6	11.9	11.5	11.0	10.6	10.7	4.2	11.2	9.8	10.3
55～59	18.3	17.0	15.7	14.7	13.6	13.8	2.9	13.9	13.0	13.7
60～64	14.5	14.7	14.6	14.1	13.6	13.8	2.9	12.4	10.0	13.1
65～69	4.4	5.2	6.2	7.2	8.4	8.5	3.1	7.5	5.4	8.2
70～74	1.6	1.9	2.0	2.3	2.3	2.3	1.6	2.0	0.7	2.0
75歳以上	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.9	0.6	0.4	0.6
(再掲) 20～39歳	29.0	29.7	30.1	30.7	31.4	30.8	65.3	31.9	39.8	32.8
40～64	63.6	61.8	60.1	57.9	55.8	56.3	23.3	56.9	51.7	53.5
65～74	6.0	7.1	8.2	9.5	10.7	10.8	4.8	9.6	6.2	10.2
平均年齢（歳）	47.8	47.8	47.7	47.6	47.5	47.7	34.7	47.2	44.3	46.5

（注1）平成26年以前の数値は、男女総数のものである。

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成23～27年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の19歳以下の割合は増加傾向にあり、平成27年は43.7%となっている。20～39歳の割合は減少傾向であり平成27年は18.8%となっている。40～64歳の割合は減少傾向にあり、平成27年は30.0%となっている。65～74歳の割合は増加傾向にあり平成27年では7.5%となっている。

また、被扶養者の年齢構成を船舶種別にみると、どの適用区分においても概ね総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (68.9)	100.0 (1.9)	100.0 (25.9)
0～4歳	8.7	9.3	9.7	10.1	10.4	10.1	12.7	12.0
5～9	9.0	9.1	9.3	9.5	10.1	10.1	11.3	10.9
10～14	11.4	11.4	11.2	11.1	10.8	11.1	10.1	11.0
15～19	13.6	13.2	13.0	12.6	12.4	13.0	11.0	11.5
20～24	7.5	7.3	7.1	6.9	6.8	7.2	5.5	5.9
25～29	4.0	4.0	3.9	3.8	3.7	3.5	3.0	4.2
30～34	3.8	3.8	3.9	4.1	4.2	4.0	4.5	4.7
35～39	4.3	4.3	4.4	4.2	4.2	4.4	4.0	4.0
40～44	4.7	4.8	4.7	4.7	4.8	5.2	4.3	4.3
45～49	5.3	5.2	5.1	5.1	5.0	5.3	4.6	4.8
50～54	7.0	6.7	6.4	6.1	6.0	6.2	5.4	5.7
55～59	8.1	7.8	7.6	7.4	7.1	6.8	8.0	6.6
60～64	7.2	7.4	7.3	7.1	7.0	6.3	7.4	6.9
65～69	2.9	3.3	3.9	4.5	5.0	4.5	5.6	5.0
70～74	2.6	2.5	2.5	2.6	2.5	2.3	2.7	2.7
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
0～19歳	42.6	42.9	43.1	43.4	43.7	44.3	45.0	45.4
うち未就学児	11.2	11.9	12.4	13.1	13.6	13.2	16.8	15.6
20～39	19.6	19.4	19.3	19.1	18.8	19.1	17.1	18.7
40～64	32.3	31.8	31.1	30.5	30.0	29.7	29.6	28.2
65～74	5.5	5.9	6.4	7.0	7.5	6.8	8.3	7.7

（注）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、平成27年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は52.4%となっている。また、子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は9.2%となっている。配偶者の割合は42.1%であり、55～59歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は4.0%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.5%であり、各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成27年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	52.4	42.1	4.0	1.5
0～4歳	10.4	10.3	0.0	0.0	0.1
5～9	10.1	10.0	0.0	0.0	0.1
10～14	10.8	10.7	0.0	0.0	0.1
15～19	12.4	12.2	0.0	0.0	0.1
20～24	6.8	6.0	0.6	0.0	0.1
25～29	3.7	1.7	1.9	0.0	0.1
30～34	4.2	0.9	3.2	0.0	0.0
35～39	4.2	0.4	3.7	0.0	0.1
40～44	4.8	0.2	4.5	0.0	0.1
45～49	5.0	0.0	4.9	0.1	0.1
50～54	6.0	0.0	5.7	0.1	0.1
55～59	7.1	0.0	6.7	0.3	0.1
60～64	7.0	0.0	6.2	0.7	0.1
65～69	5.0	0.0	3.7	1.2	0.1
70～74	2.5	0.0	0.8	1.6	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（再掲）未就学児	13.6	13.4	0.0	0.0	0.1

4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成23年～27年の調査結果を示したものが表5であり、平成27年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたのが図2である。

年齢計でみた扶養率は減少傾向にあり、平成27年は1.124となっている。年齢階級別に扶養率の最近の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

平成27年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳でピークとなり、1.838である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は1.141となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、0.072となっている。

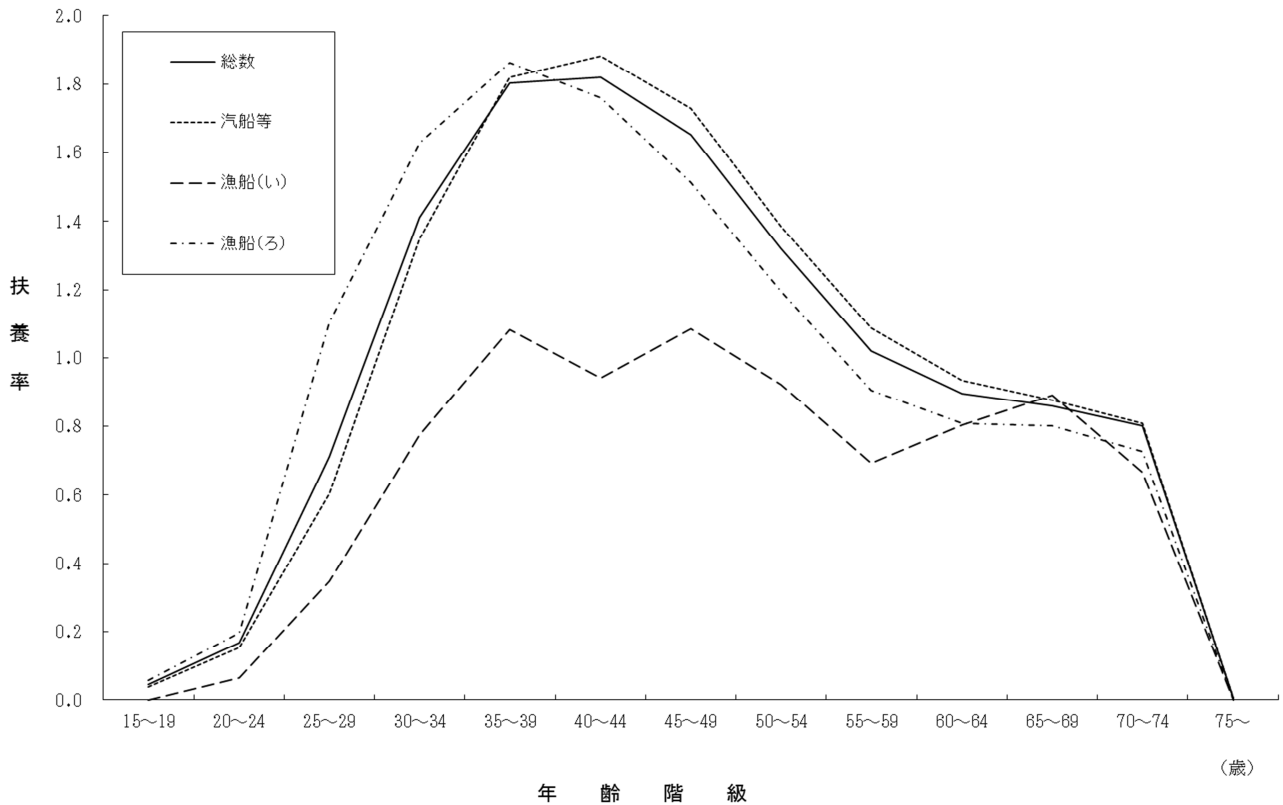
また、強制適用の区分別にみると、平均扶養率は汽船等が1.172、漁船（い）が0.739、漁船（ろ）が1.072となっている。年齢階級別にみると、年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等は40～44歳、漁船（い）は45～49歳、漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後減少に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成23年	24年	25年	26年	平成27年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.241	1.206	1.182	1.153	1.124	1.141	0.072	1.172	0.739	1.072
15～19歳	0.053	0.047	0.052	0.036	0.046	0.048	0.000	0.037	0.000	0.056
20～24	0.206	0.191	0.198	0.178	0.168	0.176	0.017	0.153	0.064	0.196
25～29	0.766	0.787	0.749	0.717	0.712	0.741	0.032	0.604	0.348	1.103
30～34	1.432	1.422	1.425	1.474	1.411	1.445	0.182	1.350	0.775	1.627
35～39	1.801	1.791	1.780	1.774	1.803	1.825	0.143	1.819	1.082	1.862
40～44	1.919	1.881	1.859	1.816	1.819	1.838	0.197	1.882	0.940	1.761
45～49	1.853	1.793	1.737	1.705	1.651	1.668	0.148	1.729	1.085	1.512
50～54	1.490	1.431	1.406	1.362	1.321	1.329	0.026	1.385	0.922	1.195
55～59	1.127	1.088	1.070	1.043	1.021	1.024	0.037	1.087	0.694	0.905
60～64	0.937	0.932	0.923	0.910	0.896	0.899	0.037	0.933	0.805	0.809
65～69	0.909	0.893	0.903	0.882	0.858	0.863	0.000	0.876	0.891	0.802
70～74	0.813	0.780	0.815	0.822	0.801	0.809	0.067	0.809	0.667	0.727
75歳以上	0.000	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.000	0.004	0.000	0.000

(注) 平成26年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成27年10月1日現在）



次に、平成27年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.590、配偶者は0.473、直系尊属は0.045、その他は0.017となっている。

被保険者の年齢階級別にみたと子の扶養率は山型をなしており、ピークは40～44歳の1.192、である。配偶者の扶養率は概ね年齢の上昇とともに上昇する傾向にあり、65～69歳で0.717と最も高くなっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、40～44歳で0.126とピークを迎えている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成27年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	1.124	0.590	0.473	0.045	0.017
15～19歳	0.046	0.009	0.012	0.014	0.010
20～24	0.168	0.074	0.059	0.025	0.010
25～29	0.712	0.414	0.239	0.048	0.011
30～34	1.411	0.908	0.418	0.072	0.013
35～39	1.803	1.185	0.484	0.118	0.016
40～44	1.819	1.192	0.481	0.126	0.019
45～49	1.651	1.051	0.479	0.101	0.020
50～54	1.321	0.765	0.502	0.031	0.023
55～59	1.021	0.445	0.553	0.003	0.020
60～64	0.896	0.236	0.644	0.000	0.016
65～69	0.858	0.124	0.717	0.000	0.017
70～74	0.801	0.087	0.702	0.000	0.012
75歳以上	0.003	0.000	0.003	0.000	0.000

5. 標準報酬月額別扶養率

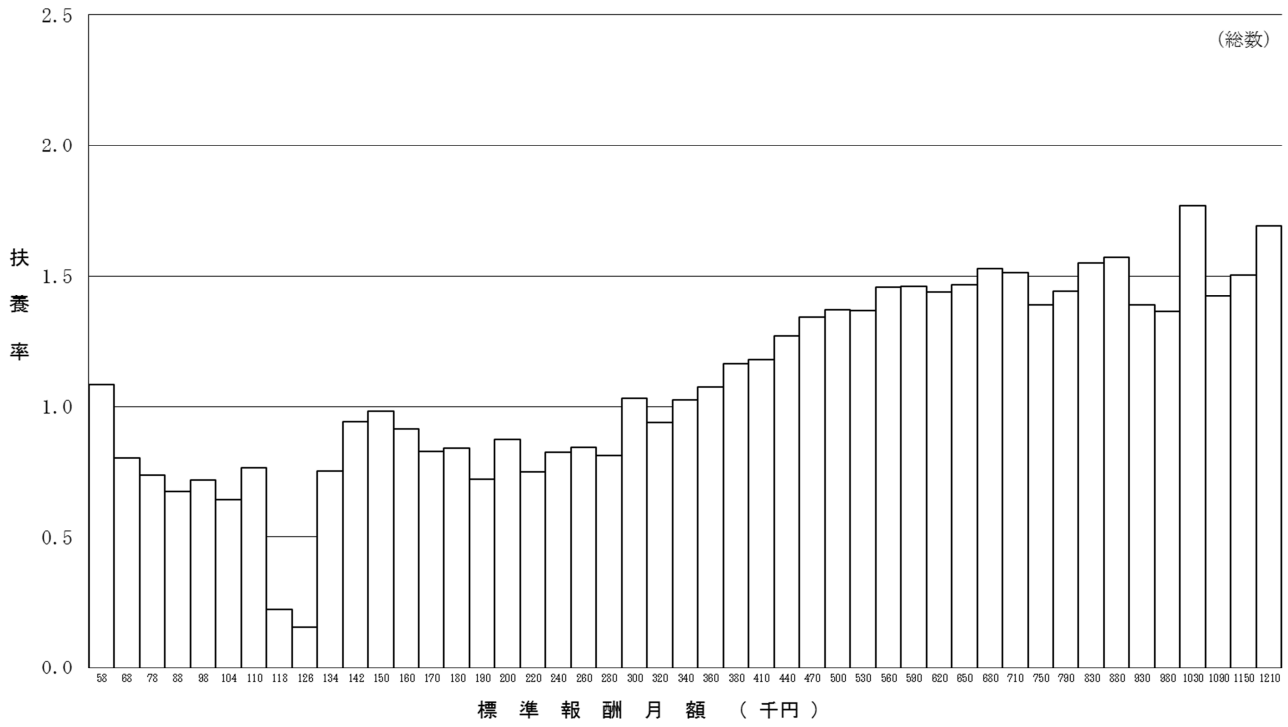
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、概ね標準報酬月額が28万円程度から68万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは標準報酬月額103万円の1.770となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、扶養率が最も高いのは汽船等が標準報酬月額121万円の2.089、漁船(い)が標準報酬月額93万円の4.000、漁船(ろ)が標準報酬月額88万円の1.626となっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成27年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.124	1.141	0.072	1.172	0.739	1.072
58,000円	1.084	1.096	0.000	0.739	0.583	1.378
68,000	0.800	0.909	0.000	0.545	-	1.000
78,000	0.736	0.779	0.000	0.652	1.000	0.806
88,000	0.676	0.685	0.000	0.743	-	0.613
98,000	0.718	0.759	0.107	0.718	0.333	0.600
104,000	0.643	0.646	0.000	0.590	1.000	0.677
110,000	0.764	0.764	-	0.857	-	0.674
118,000	0.222	0.224	0.000	0.646	0.000	0.149
126,000	0.155	0.156	0.000	0.697	0.333	0.101
134,000	0.752	0.763	0.000	0.813	-	0.707
142,000	0.943	0.963	0.200	0.488	0.500	1.078
150,000	0.981	0.997	0.000	0.734	0.857	1.189
160,000	0.915	0.942	0.000	0.719	0.111	1.010
170,000	0.826	0.861	0.091	0.717	0.125	0.985
180,000	0.838	0.864	0.034	0.735	0.760	0.975
190,000	0.719	0.760	0.034	0.526	0.333	0.897
200,000	0.873	0.906	0.055	0.710	0.588	1.027
220,000	0.747	0.794	0.082	0.626	0.292	0.895
240,000	0.823	0.868	0.019	0.743	0.474	1.081
260,000	0.841	0.872	0.021	0.772	0.660	1.012
280,000	0.810	0.834	0.042	0.784	0.709	0.922
300,000	1.032	1.044	0.160	1.037	0.416	1.140
320,000	0.939	0.958	0.040	0.935	0.566	1.029
340,000	1.024	1.042	0.023	1.031	0.817	1.060
360,000	1.073	1.080	0.217	1.093	0.769	1.090
380,000	1.167	1.173	0.100	1.201	0.875	1.087
410,000	1.182	1.190	0.100	1.248	0.819	1.184
440,000	1.271	1.278	0.167	1.319	0.794	1.149
470,000	1.340	1.343	0.500	1.370	0.940	1.258
500,000	1.370	1.377	0.071	1.426	0.577	1.221
530,000	1.366	1.371	0.111	1.415	1.315	1.163
560,000	1.457	1.458	0.000	1.506	0.800	1.352
590,000	1.461	1.463	0.333	1.575	0.724	1.204
620,000	1.441	1.449	0.000	1.519	1.050	1.249
650,000	1.468	1.473	0.000	1.534	1.045	1.341
680,000	1.527	1.531	0.000	1.657	2.000	1.225
710,000	1.515	1.520	0.000	1.550	1.091	1.472
750,000	1.388	1.398	0.200	1.488	0.769	1.284
790,000	1.442	1.447	0.000	1.576	1.500	1.289
830,000	1.550	1.550	-	1.594	0.833	1.555
880,000	1.571	1.571	-	1.560	0.818	1.626
930,000	1.386	1.390	1.000	1.452	4.000	1.269
980,000	1.362	1.368	0.500	1.283	1.200	1.410
1,030,000	1.770	1.770	-	2.065	-	1.564
1,090,000	1.421	1.430	0.500	1.681	0.875	1.305
1,150,000	1.503	1.503	-	1.765	2.000	1.348
1,210,000	1.692	1.692	-	2.089	1.333	1.513

図3 標準報酬月額別扶養率（平成27年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、概ね総報酬が100万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは1,500万円以上1,550万円未満の2.143となっている。

また、船舶種別にみると、総数と同様の傾向を示しており、扶養率が最も高いのは汽船等で1,500万円以上1,550万円未満の2.211、漁船（い）で1,350万円以上1,400万円未満の2.667、漁船（ろ）で1,400万円以上1,450万円未満の2.500となっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成27年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.124	1.141	0.072	1.172	0.739	1.072
～ 999,000 円	1.013	1.038	0.000	0.714	0.583	1.278
1,000,000 ～ 1,499,000	0.488	0.499	0.081	0.695	0.500	0.304
1,500,000 ～ 1,999,000	0.689	0.698	0.033	0.702	0.522	0.669
2,000,000 ～ 2,499,000	0.868	0.894	0.056	0.722	0.623	1.002
2,500,000 ～ 2,999,000	0.808	0.841	0.090	0.706	0.383	0.980
3,000,000 ～ 3,499,000	0.847	0.875	0.000	0.801	0.578	0.979
3,500,000 ～ 3,999,000	0.973	0.998	0.066	0.962	0.457	1.092
4,000,000 ～ 4,499,000	0.938	0.960	0.061	0.951	0.534	0.992
4,500,000 ～ 4,999,000	1.037	1.048	0.054	1.047	0.649	1.078
5,000,000 ～ 5,499,000	1.113	1.121	0.067	1.134	0.669	1.114
5,500,000 ～ 5,999,000	1.193	1.200	0.286	1.202	0.951	1.210
6,000,000 ～ 6,499,000	1.289	1.298	0.156	1.328	0.806	1.231
6,500,000 ～ 6,999,000	1.369	1.374	0.154	1.366	1.136	1.424
7,000,000 ～ 7,499,000	1.409	1.418	0.100	1.478	0.885	1.252
7,500,000 ～ 7,999,000	1.508	1.513	0.000	1.551	1.163	1.315
8,000,000 ～ 8,499,000	1.467	1.471	0.000	1.529	0.926	1.206
8,500,000 ～ 8,999,000	1.526	1.530	0.000	1.557	1.259	1.448
9,000,000 ～ 9,499,000	1.413	1.420	0.143	1.503	1.364	1.262
9,500,000 ～ 9,999,000	1.659	1.659	-	1.694	1.333	1.586
10,000,000 ～ 10,499,000	1.714	1.714	-	1.703	2.000	1.824
10,500,000 ～ 10,999,000	1.638	1.638	-	1.659	1.133	1.644
11,000,000 ～ 11,499,000	1.517	1.519	1.000	1.592	1.286	1.340
11,500,000 ～ 11,999,000	1.488	1.489	1.000	1.551	1.583	1.419
12,000,000 ～ 12,499,000	1.825	1.825	-	2.060	2.000	1.552
12,500,000 ～ 12,999,000	1.657	1.681	0.000	1.689	2.000	1.375
13,000,000 ～ 13,499,000	1.472	1.481	0.500	1.728	0.889	1.298
13,500,000 ～ 13,999,000	1.672	1.672	-	2.013	2.667	1.358
14,000,000 ～ 14,499,000	1.818	1.818	-	1.774	-	2.500
14,500,000 ～ 14,999,000	1.712	1.712	-	2.119	1.333	1.516
15,000,000 ～ 15,499,000	2.143	2.143	-	2.211	-	1.500
15,500,000 ～ 15,999,000	1.111	1.111	-	1.125	-	1.000
16,000,000 ～ 16,499,000	0.800	0.800	-	0.800	-	-
16,500,000 ～ 16,999,000	1.600	1.600	-	1.600	-	-
17,000,000 ～ 17,499,000	-	-	-	-	-	-
17,500,000 ～ 17,999,000	0.750	0.750	-	0.500	-	1.000
18,000,000 ～ 18,499,000	-	-	-	-	-	-
18,500,000 ～ 18,999,000	1.500	1.500	-	-	-	1.500
19,000,000 ～ 19,499,000	1.000	1.000	-	-	-	1.000
19,500,000 ～ 19,999,000	1.000	1.000	-	-	-	1.000
20,000,000 ～	1.000	1.000	-	1.000	-	-

(注)総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成26年10月1日から平成27年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは45～49歳で、480,866円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約1.95倍となっている。また、45歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに2～8万円程度増加するが、その後の平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。

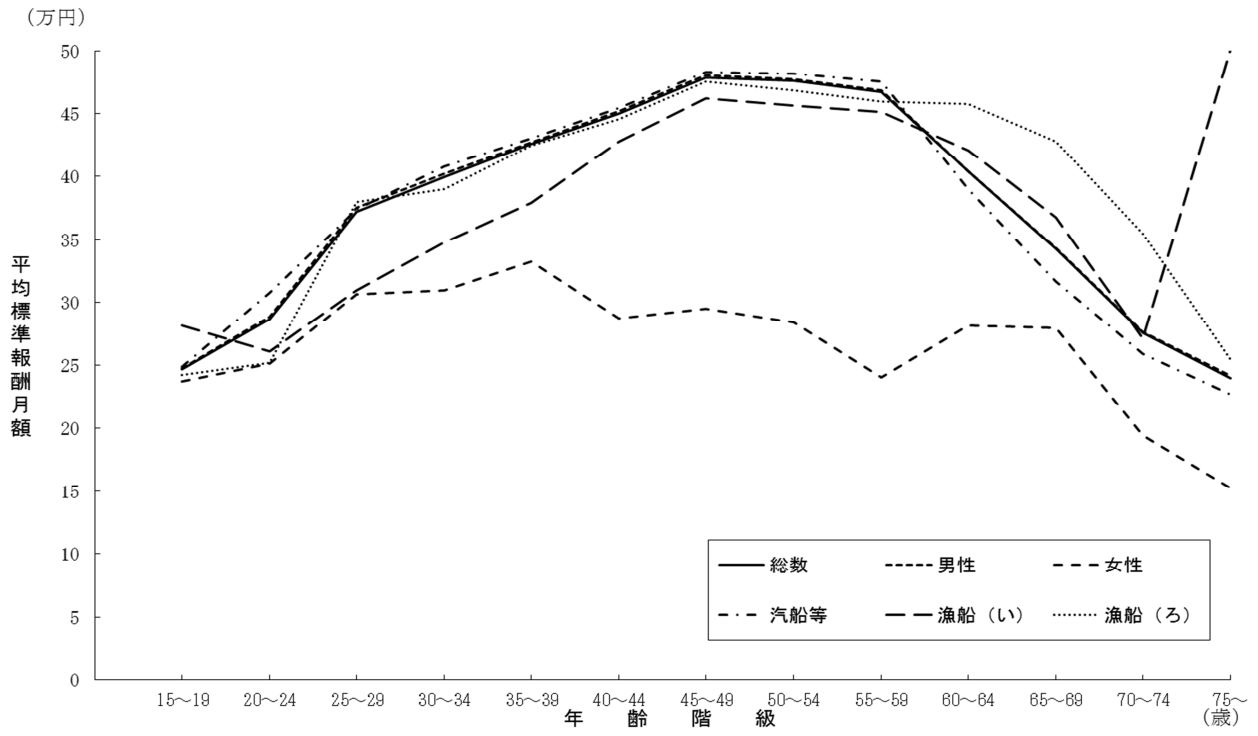
一方、女性の平均標準報酬月額は35～39歳と60～64歳でピークを迎え、35～39歳では332,508円、60～64歳では281,407円となっている。

また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が45～49歳の483,506円、漁船（い）が45～49歳の462,157円、漁船（ろ）が45～49歳の475,478円となっている。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	409,469	411,494	281,117	414,170	389,056	413,428
15～19歳	246,557	247,144	237,170	248,718	281,563	242,584
20～24	286,430	288,226	251,446	307,232	260,922	252,190
25～29	372,389	375,185	306,364	373,886	309,380	380,134
30～34	399,582	402,063	309,273	408,229	347,618	390,332
35～39	426,195	427,454	332,508	430,176	378,882	424,754
40～44	450,260	452,206	287,115	454,526	427,653	445,760
45～49	478,794	480,866	294,787	483,506	462,157	475,478
50～54	476,309	477,508	283,641	482,416	456,807	468,740
55～59	467,685	468,446	240,222	475,832	451,689	459,668
60～64	403,995	404,406	281,407	390,018	421,030	457,553
65～69	343,001	343,374	279,241	316,401	367,478	427,906
70～74	275,393	276,293	194,400	258,831	271,167	355,010
75歳以上	239,613	241,610	152,500	226,939	501,667	254,596

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成27年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは50～54歳で644,807円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約6.02倍となり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きくなっている。女性の平均標準賞与額についても山型をなしており、ピークは40～44歳の555,311円となっている。

また、船舶種別にみると、ピークは汽船等が50～54歳で迎え839,706円、漁船（い）は60～64歳の719,302円、漁船（ろ）は45～49歳の146,166円となっている。

なお、漁船（ろ）については大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する。

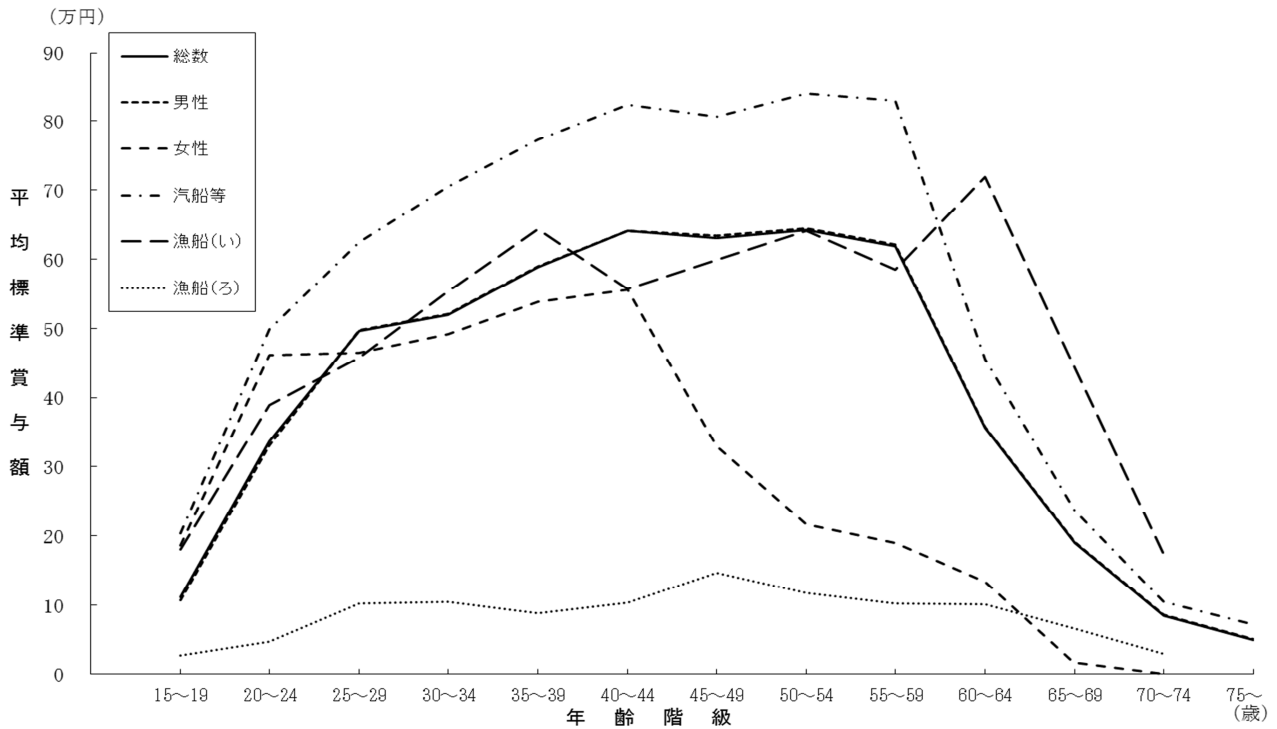
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	493,139	494,643	400,969	654,414	554,272	93,993
15～19歳	111,709	107,093	186,885	204,057	180,813	27,496
20～24	337,008	330,603	461,208	498,448	389,525	48,010
25～29	496,055	497,375	464,995	624,104	457,897	101,981
30～34	520,108	520,891	491,835	704,444	552,826	104,335
35～39	588,579	589,267	537,698	772,721	643,012	88,325
40～44	640,224	641,249	555,311	823,527	557,102	103,855
45～49	630,238	633,661	330,246	806,523	598,667	146,166
50～54	642,194	644,807	216,816	839,706	641,000	117,840
55～59	619,032	620,450	189,769	829,666	584,726	102,172
60～64	356,980	357,793	133,731	455,556	719,302	100,946
65～69	189,643	190,796	16,759	236,529	442,880	66,840
70～74	85,105	86,174	0	105,151	174,000	30,743
75歳以上	49,731	50,871	-	71,879	-	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.20ヶ月分となっている。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは40～44歳の約1.42ヶ月分となっている。その後は概ね年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、男性、女性ともに40～44歳でピークとなっており、また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.42ヶ月分、女性が約1.93ヶ月分となっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、40歳代前半までは女性の方が高いが、40歳代後半以降全ての年代で男性の方が高くなっている。

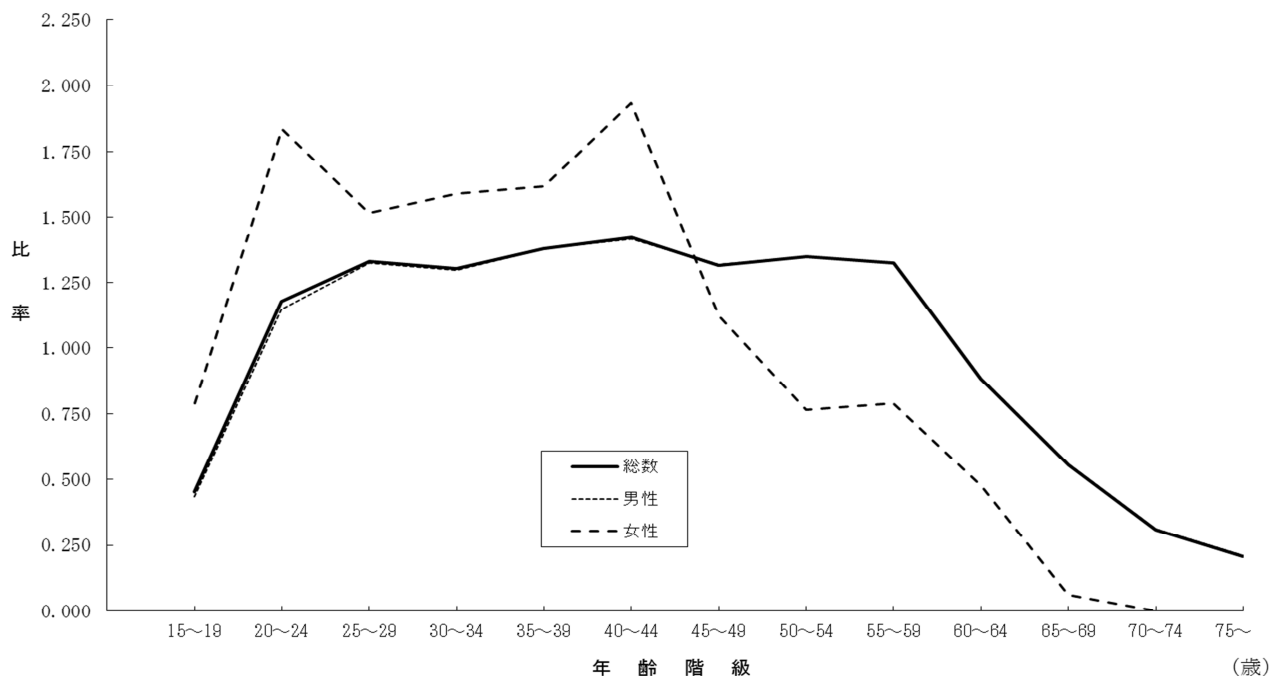
表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成27年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	409,469	411,494	281,117	493,139	494,643	400,969	1.204	1.202	1.426
15～19歳	246,557	247,144	237,170	111,709	107,093	186,885	0.453	0.433	0.788
20～24	286,430	288,226	251,446	337,008	330,603	461,208	1.177	1.147	1.834
25～29	372,389	375,185	306,364	496,055	497,375	464,995	1.332	1.326	1.518
30～34	399,582	402,063	309,273	520,108	520,891	491,835	1.302	1.296	1.590
35～39	426,195	427,454	332,508	588,579	589,267	537,698	1.381	1.379	1.617
40～44	450,260	452,206	287,115	640,224	641,249	555,311	1.422	1.418	1.934
45～49	478,794	480,866	294,787	630,238	633,661	330,246	1.316	1.318	1.120
50～54	476,309	477,508	283,641	642,194	644,807	216,816	1.348	1.350	0.764
55～59	467,685	468,446	240,222	619,032	620,450	189,769	1.324	1.324	0.790
60～64	403,995	404,406	281,407	356,980	357,793	133,731	0.884	0.885	0.475
65～69	343,001	343,374	279,241	189,643	190,796	16,759	0.553	0.556	0.060
70～74	275,393	276,293	194,400	85,105	86,174	0	0.309	0.312	0.000
75歳以上	239,613	241,610	152,500	49,731	50,871	-	0.208	0.211	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成27年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は45～49歳で6,395,746円となっている。女性の平均総報酬額については標準報酬月額と同様、2つの山があり、35～39歳、60～64歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

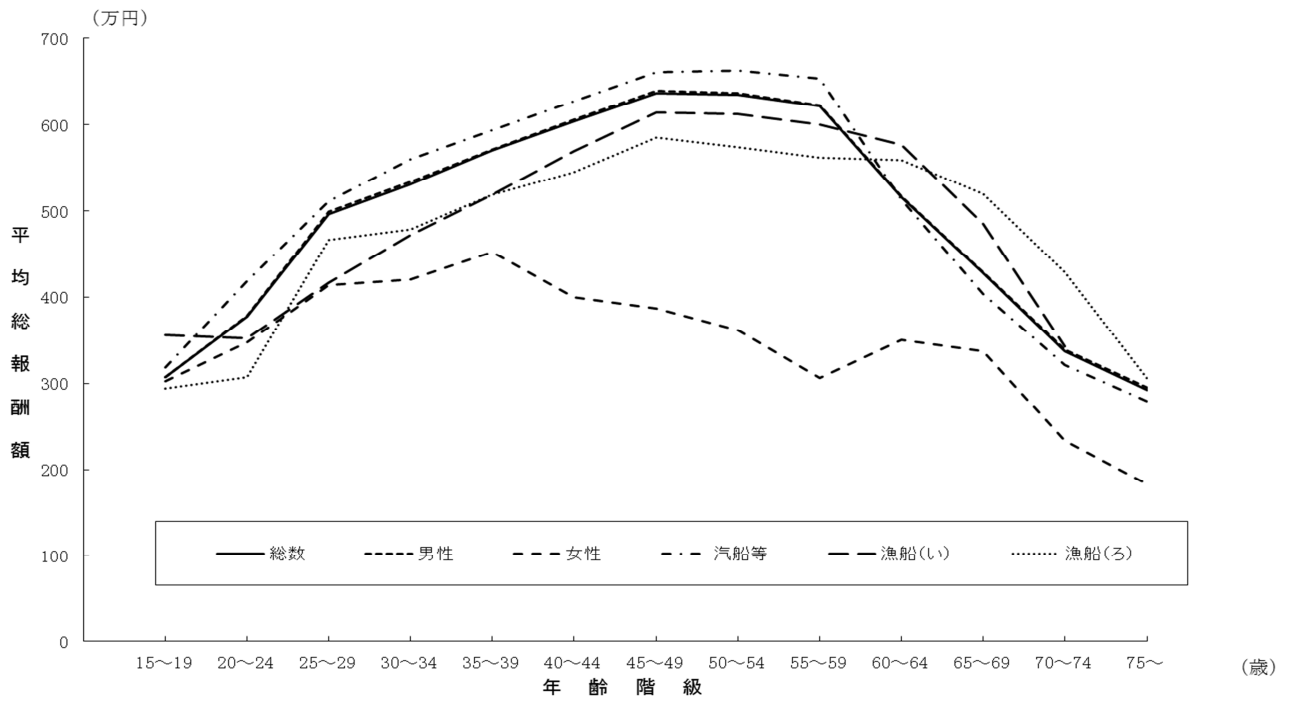
また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で6,628,702円、漁船（い）が45～49歳で6,144,549円、漁船（ろ）が45～49歳で5,851,904円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成27年 10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,387,560	5,413,052	3,771,766	5,624,449	5,222,947	5,055,131
15～19	3,070,147	3,072,693	3,029,396	3,188,676	3,559,563	2,938,500
20～24	3,772,605	3,787,696	3,478,558	4,185,227	3,520,589	3,074,288
25～29	4,960,195	4,994,975	4,138,872	5,110,736	4,170,462	4,663,589
30～34	5,310,495	5,340,913	4,203,107	5,603,195	4,724,242	4,788,314
35～39	5,698,960	5,714,692	4,527,794	5,934,836	5,189,600	5,185,378
40～44	6,036,536	6,060,824	4,000,689	6,277,834	5,688,934	5,452,976
45～49	6,367,590	6,395,746	3,867,689	6,608,595	6,144,549	5,851,904
50～54	6,349,351	6,366,365	3,614,949	6,628,702	6,122,687	5,742,719
55～59	6,215,594	6,226,126	3,065,407	6,539,655	6,005,000	5,618,192
60～64	5,164,509	5,170,069	3,505,667	5,135,767	5,771,657	5,591,586
65～69	4,282,549	4,287,904	3,367,655	4,033,340	4,852,620	5,201,714
70～74	3,375,049	3,386,630	2,332,800	3,211,129	3,428,000	4,290,857
75歳以上	2,925,092	2,950,195	1,830,000	2,795,150	6,020,000	3,055,154

（注）総報酬額は、標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成26年10月1日から平成27年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成27年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると0.496と約半数の者が賞与を受けていない。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は25～29歳及び40～44歳で0.412となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は75歳以上で0.900となっている。女性についてみると、最も割合の低い年齢階級は20～24歳で0.255となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は70～74歳及び75歳以上で1.000となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等は約3割、漁船（い）は約4割の者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）に至っては約9割の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合の低い年齢階級は、汽船等が20～24歳で0.216、漁船（い）が60～64歳で0.320、漁船（ろ）が25～29歳で0.897となっており、逆に汽船等、漁船（い）及び漁船（ろ）で最も割合の高い年齢階級は75歳以上で、汽船等が0.858、漁船（い）が1.000、漁船（ろ）が1.000となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成27年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.496	0.498	0.396	0.323	0.402	0.927
15～19歳	0.661	0.684	0.288	0.329	0.469	0.959
20～24	0.480	0.492	0.255	0.216	0.348	0.956
25～29	0.410	0.412	0.349	0.253	0.429	0.897
30～34	0.446	0.450	0.298	0.241	0.337	0.917
35～39	0.424	0.424	0.381	0.241	0.341	0.924
40～44	0.412	0.412	0.410	0.244	0.431	0.911
45～49	0.436	0.436	0.459	0.268	0.438	0.901
50～54	0.444	0.442	0.711	0.267	0.380	0.918
55～59	0.460	0.459	0.615	0.273	0.429	0.925
60～64	0.588	0.587	0.769	0.450	0.320	0.925
65～69	0.737	0.736	0.897	0.645	0.576	0.954
70～74	0.854	0.852	1.000	0.804	0.750	0.984
75歳以上	0.902	0.900	1.000	0.858	1.000	1.000

(注1) 平均標準賞与額の0円の割合は、平成27年10月1日現在の被保険者について、疾病任意継続被保険者を除いた平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間で算出している。

(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成27年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で23.9%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多くなっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、60～74歳の各年齢区分の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

また、船舶種別にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が19.3%、漁船（い）が23.3%、漁船（ろ）が36.5%となっており、年齢階級別の状況はどの適用区分も総数とほぼ同様になっているが、25～74歳の各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）に比べ漁船（ろ）の方が1年未満の割合が高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成27年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	23.9	76.1	100.0	19.3	80.7
15～19歳	100.0	79.7	20.3	100.0	79.6	20.4
20～24	100.0	38.8	61.2	100.0	37.7	62.3
25～29	100.0	25.7	74.3	100.0	21.4	78.6
30～34	100.0	24.1	75.9	100.0	19.5	80.5
35～39	100.0	20.6	79.4	100.0	15.9	84.1
40～44	100.0	19.0	81.0	100.0	14.2	85.8
45～49	100.0	20.1	79.9	100.0	15.7	84.3
50～54	100.0	19.1	80.9	100.0	14.8	85.2
55～59	100.0	18.9	81.1	100.0	13.2	86.8
60～64	100.0	22.3	77.7	100.0	18.4	81.6
65～69	100.0	26.6	73.4	100.0	23.5	76.5
70～74	100.0	26.9	73.1	100.0	26.0	74.0
75歳以上	100.0	15.1	84.9	100.0	14.6	85.4
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	23.3	76.7	100.0	36.5	63.5
15～19歳	100.0	78.1	21.9	100.0	80.0	20.0
20～24	100.0	44.0	56.0	100.0	40.9	59.1
25～29	100.0	28.8	71.2	100.0	39.0	61.0
30～34	100.0	24.7	75.3	100.0	34.0	66.0
35～39	100.0	15.9	84.1	100.0	33.9	66.1
40～44	100.0	15.6	84.4	100.0	33.7	66.3
45～49	100.0	17.6	82.4	100.0	31.7	68.3
50～54	100.0	10.8	89.2	100.0	31.4	68.6
55～59	100.0	16.4	83.6	100.0	34.2	65.8
60～64	100.0	20.7	79.3	100.0	36.4	63.6
65～69	100.0	35.9	64.1	100.0	38.2	61.8
70～74	100.0	33.3	66.7	100.0	37.5	62.5
75歳以上	100.0	50.0	50.0	100.0	14.4	85.6

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。年齢階級別に総数をみると、15～19歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなり、75歳以上で最も小さくなっている。

さらに、船舶種別にみると、比率は汽船等が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等については40～44歳で最小、65～69歳で最大、漁船（い）については65～69歳で最小、70～74歳で最大、漁船（ろ）については75歳以上で最小、15～19歳で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	384,344	417,353	1.086	359,298	427,300	1.189
15～19歳	238,649	277,585	1.163	247,749	252,488	1.019
20～24	284,641	287,567	1.010	295,299	314,442	1.065
25～29	356,967	377,723	1.058	336,903	383,940	1.140
30～34	397,565	400,221	1.007	384,537	413,979	1.077
35～39	435,675	423,736	0.973	409,916	434,000	1.059
40～44	462,157	447,473	0.968	452,442	454,869	1.005
45～49	480,639	478,329	0.995	471,446	485,753	1.030
50～54	451,008	482,266	1.069	425,090	492,407	1.158
55～59	431,362	476,167	1.104	407,460	486,238	1.193
60～64	391,966	407,457	1.040	333,066	402,879	1.210
65～69	341,851	343,418	1.005	271,922	330,056	1.214
70～74	298,398	266,934	0.895	241,548	264,894	1.097
75歳以上	292,333	230,218	0.788	213,000	229,318	1.077
	(再掲) 漁船 (い)			(再掲) 漁船 (ろ)		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	355,394	399,264	1.123	425,777	406,333	0.954
15～19歳	280,000	287,143	1.026	228,038	300,925	1.320
20～24	251,129	268,608	1.070	270,461	239,529	0.886
25～29	280,755	320,962	1.143	402,102	366,111	0.910
30～34	344,091	348,776	1.014	422,728	373,655	0.884
35～39	317,407	390,490	1.230	478,819	396,995	0.829
40～44	384,538	435,603	1.133	483,895	426,415	0.881
45～49	497,037	454,683	0.915	505,213	461,687	0.914
50～54	422,778	460,946	1.090	487,862	459,995	0.943
55～59	450,556	451,913	1.003	456,728	461,194	1.010
60～64	433,600	417,746	0.963	474,988	447,574	0.942
65～69	411,394	342,915	0.834	453,941	411,794	0.907
70～74	230,000	291,750	1.268	429,102	310,629	0.724
75歳以上	530,000	473,333	0.893	435,200	224,157	0.515

また、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。
平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級別に総数をみると、年齢の上昇とともに概ね増加している。

さらに、総数を船舶種別にみると、比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等については45歳～49歳で最小、75歳以上で最大、漁船（い）については、30～34歳で最小、45～49歳で最大、漁船（ろ）については25～29歳で最小、40～44歳で最大となっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	102,614	618,364	6.026	175,980	768,901	4.369
15～19歳	55,145	334,544	6.067	112,912	558,634	4.948
20～24	101,941	487,310	4.780	160,201	702,849	4.387
25～29	136,003	620,999	4.566	212,186	736,086	3.469
30～34	137,212	641,223	4.673	225,699	820,631	3.636
35～39	125,531	708,789	5.646	217,105	877,584	4.042
40～44	149,386	754,832	5.053	267,137	915,240	3.426
45～49	156,514	747,821	4.778	271,340	906,253	3.340
50～54	126,356	764,285	6.049	224,263	946,961	4.223
55～59	109,338	739,909	6.767	215,504	923,136	4.284
60～64	59,127	449,957	7.610	100,247	535,793	5.345
65～69	24,471	254,513	10.401	35,194	298,341	8.477
70～74	13,764	114,607	8.327	21,154	134,614	6.364
75歳以上	2,870	58,083	20.235	4,306	83,408	19.372
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	162,260	673,146	4.149	4,091	145,650	35.601
15～19歳	71,560	571,000	7.979	4,641	119,161	25.677
20～24	155,694	573,038	3.681	2,529	79,526	31.448
25～29	112,283	597,725	5.323	8,264	161,804	19.580
30～34	316,500	630,425	1.992	6,307	154,797	24.544
35～39	209,963	724,776	3.452	5,419	130,892	24.154
40～44	133,962	635,128	4.741	2,452	155,295	63.330
45～49	81,333	709,524	8.724	3,676	212,253	57.733
50～54	125,444	703,703	5.610	3,438	170,161	49.488
55～59	215,500	657,361	3.050	2,890	153,687	53.175
60～64	175,229	861,410	4.916	5,909	155,344	26.288
65～69	145,758	609,068	4.179	1,766	107,113	60.641
70～74	35,500	243,250	6.852	0	49,157	-
75歳以上	0	0	-	0	0	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者構成割合をみると、規模10～19人が最も多く17.0%となっている。また、規模100人未満の割合は81.4%となっている。適用区分別に被保険者構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模50～99人の18.8%、漁船（い）が規模30～49人の26.5%、漁船（ろ）が規模10～19人の21.7%となっている。

規模別の扶養率は、総数だと規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）については、規模10～19人をピークとした山型をなしている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、規模が大きくなるにつれ、概ね増加傾向となる。また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にあるが、総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成27年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	1.124	409,469	493,139	100.0	1.172	414,170	654,414
1～4人	7.7	1.144	301,850	192,276	7.1	1.194	352,976	293,809
5～9	13.9	1.131	363,864	254,541	13.2	1.174	366,866	384,227
10～19	17.0	1.136	397,683	379,232	16.2	1.199	384,037	560,578
20～29	11.9	1.135	411,904	511,822	12.0	1.210	408,796	685,721
30～49	14.8	1.136	430,477	510,099	14.6	1.180	417,012	712,745
50～99	16.1	1.122	420,482	698,059	18.8	1.147	410,693	815,594
100～299	14.2	1.163	514,101	779,361	17.1	1.186	508,691	886,176
300～499	0.6	0.000	440,426	0	0.8	0.000	440,426	0
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	3.9	0.960	316,990
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.739	389,056	554,272	100.0	1.072	413,428	93,993
1～4人	6.0	0.663	255,267	246,891	10.2	1.088	217,327	15,362
5～9	7.6	0.852	307,547	275,953	18.3	1.067	361,028	25,820
10～19	11.6	0.995	367,245	351,357	21.7	1.029	424,315	49,583
20～29	4.0	0.985	591,029	949,676	14.3	0.986	412,959	144,317
30～49	26.5	0.694	387,405	539,262	16.0	1.113	467,943	53,491
50～99	25.2	0.756	374,667	813,124	10.9	1.107	472,745	176,180
100～299	19.1	0.554	455,170	479,944	8.6	1.192	554,016	331,740
300～499	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継

(注1) 平均標準賞与額は、平成27年10月1日現在の被保険者について、平成26年10月1日から平成27年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

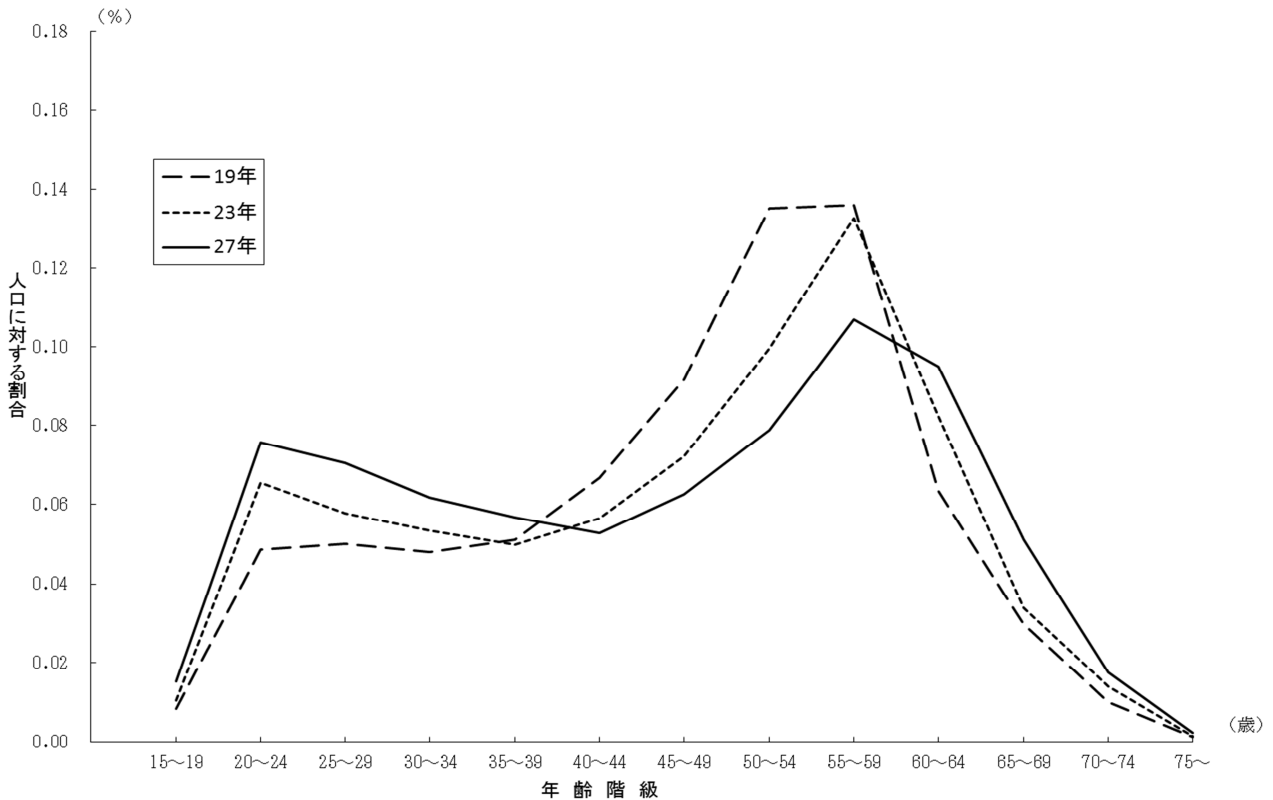
(注2) 年齢階級については、平成27年10月1日現在の年齢階級である。

13. 被保険者数の推移について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合をみると、平成19年から23年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。また、平成23年から27年にかけては40歳代前半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



男女別に人口に対する被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、男女計と同様に平成19年から平成23年にかけては30歳代後半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。また、平成23年から27年にかけても40歳代前半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。

また、女性については、平成19年から平成23年にかけては、20歳代前半から30歳代前半及び40歳代前半に増加がみられ、その他の年齢については減少している。平成23年から平成27年にかけては20歳代後半から40歳代後半にかけて増加しており、50歳代に若干減少がみられるものの、その他については概ね横ばいとなっている。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

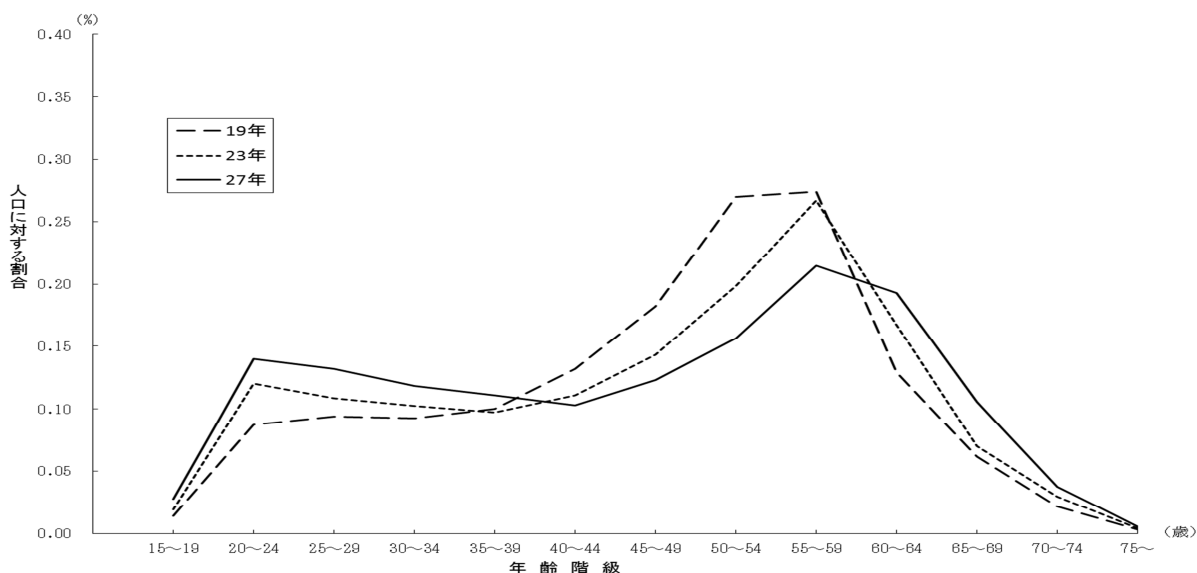


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

